

文教福祉常任委員会日程

令和2年3月4日

午前10時 本会議場

1. 委員長あいさつ

2. 会議録署名委員の指名

3. 議 題

- (1) 議案第 6 号 八街市立幼稚園延長保育料徴収条例を廃止する条例の制定について
- (2) 議案第 7 号 八街市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- (3) 議案第 8 号 八街市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- (4) 議案第 9 号 八街市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- (5) 議案第 10 号 八街市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- (6) 議案第 12 号 令和元年度八街市一般会計補正予算中、
第1表歳入歳出予算補正の内
歳出2款総務費の内3項、3款民生費、
4款衛生費の内1項1目から4目、9款教育費、
10款災害復旧費の内3項、
第2表継続費補正1廃止、
第3表繰越明許費補正1追加の内
9款教育費、10款災害復旧費の内3項
- (7) 議案第 25 号 令和元年度八街市一般会計補正予算中、
第1表歳入歳出予算補正の内
歳出2款総務費の内3項、
第2表繰越明許費補正1追加
- (8) 議案第 13 号 令和元年度八街市国民健康保険特別会計補正予算について
- (9) 議案第 14 号 令和元年度八街市後期高齢者医療特別会計補正予算について

- (10) 議案第15号 令和元年度八街市介護保険特別会計補正予算について
- (11) 議案第19号 令和2年度八街市国民健康保険特別会計予算について
- (12) 議案第20号 令和2年度八街市後期高齢者医療特別会計予算について
- (13) 議案第21号 令和2年度八街市介護保険特別会計予算について

文教福祉常任委員会会議録

招 集 年 月 日	令和2年3月4日(木)			
招 集 場 所	八街市役所 本会議場			
開 閉 会 時 刻	開 会	午前10時00分	委 員 長	加 藤 弘
及 び 宣 告	閉 会	午後 3時34分	副委員長	山 口 孝 弘
委員の氏名 及 出欠の有無	氏 名	出・欠	氏 名	出・欠
	加 藤 弘	出	小 菅 耕 二	出
	山 口 孝 弘	出	栗 林 澄 恵	出
	京 増 藤 江	出	小 向 繁 展	欠
	小 高 良 則	出		
委員外議員	議長 鈴木 広美	出		
委員会に出席した 事務局職員職氏名	事務局長 岡本 裕之		主 査 須賀 澤 勲	
	主 査 補 吉井 博 貴		主 査 嘉瀬 順 子	
八街市議会委員会条例 第18条の規定により 説明のため出席した者 の職氏名	副 市 長 鵜澤 広 司		市 民 部 長 和田 文 夫	
	建 設 部 長 江澤 利 典		市 民 課 長 春日 葉 子	
	国保年金課長 吉田 正 明		障がい福祉課主査 清水 貴 子	
	つくし園長 斉藤 照 美		高齢者福祉課長 田 中 和 彦	
	子育て支援課長 高山 由美子		老人福祉センター所長 土屋 裕 子	
	都市整備課長 和田 暢 祥		健康増進課長 飛田 雅 章	
	教 育 次 長 関 貴美代			
	学校教育課長 西 貝 喜 彦			
	社会教育課長 兼中央公民館長 兼郷土資料館長 小川 正 一		教育総務課長 川 名 弘 晃	
			スポーツ振興課長 兼スポーツプラザ所長 市 川 明 男	
その他関係職員		学校給食センター所長 酒 和 裕 一		
議 題	別紙日程表のとおり			

(開会 午前10時00分)

○加藤委員長

定足数に達していますので、ただいまから、文教福祉常任委員会を開会します。

本日の日程は、配付のとおりです。

日程に入る前に報告します。

本日の欠席の届け出が、小向繁展委員からありました。

また、欠席の届け出が、高梨障がい福祉課長からありましたので、説明及び答弁は、清水障がい福祉課主査が行います。

以上で報告を終わります。

直ちに、会議を開きます。

最初に、本委員会の会議録の署名委員に京増藤江委員、山口孝弘委員を指名します。

これから、議案の審査を行います。

当委員会に付託された案件は、お手元に配付してある日程のとおり、13件です。

議案第6号、八街市立幼稚園延長保育料徴収条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

この議案は朗読を省略して、直ちに提案者の説明を求めます。

○西貝学校教育課長

議案第6号は、八街市立幼稚園延長保育料徴収条例を廃止する条例について、ご説明いたします。

市立幼稚園の延長保育事業につきましては、少子化に伴う利用者数の減少や、保護者のニーズの変化などに伴い、平成30年度の在園児が卒園するまで利用できるという経過措置を付して、廃止しております。

今年度対象園児が卒園することに伴い、延長保育料徴収条例を廃止するものです。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○加藤委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。

○小高委員

提案理由の説明の中で、延長保育を廃止したことに伴いという説明がございました。

僕は小さな子どもがいないので、具体的に延長保育を廃止したということは、通常の保育時間が延長されていて、条例上の延長保育が廃止されたという認識でよろしいのでしょうか。

○西貝学校教育課長

はい、そのとおりでございます。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

○京増委員

この間の利用状況はどうだったのか、お伺いします。

○西貝学校教育課長

申し上げます。延長保育は平成27年度から始まっておりましたが、27年度の1日平均の利用者数が9名、28年度6名、29年度6名、30年度7名、平成31年度は12月までの段階で4名となっております。

○京増委員

わかりました。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから、議案第6号、八街市立幼稚園延長保育料徴収条例を廃止する条例の制定についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○加藤委員長

起立全員です。議案第6号は、原案のとおり可決されました。

議案第7号、八街市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

この議案は朗読を省略して、直ちに提案者の説明を求めます。

○高山子育て支援課長

それでは、付議案の18ページをごらんください。

議案第7号、八街市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

児童クラブに勤務する放課後児童支援員の資格は、保育士、社会福祉士等であって、都道府県知事及び指定都市が行う放課後児童支援員認定資格研修を終了したものでなければならないことに定められており、本年3月31日までは、都道府県知事及び指定都市が行う放課後児童支援員認定資格研修を修了した者に、修了することを予定している者を含むとする5年間の経過措置が取られておりました。

この経過措置の終了を踏まえ、放課後児童支援員認定資格研修をいまだ受講していない職員をみなし支援員とする期間を1年延長しようとするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○加藤委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

○小高委員

この条例についてですが、これは八街市独自だけでなく、県下一斉という考えでよろしいでしょうか。

○高山子育て支援課長

放課後児童支援員の配置につきましては、二人以上配置し、うち一人を除いて、補助員の代替が可能となっており、こちらは従うべき基準とされておりましたが、今回の制度の改正で、参酌すべき基準と改正になりました。

ただし、八街市においては、この従うべき基準のとおり、変更はしておりません。みなし支援員の経過措置の延長のみ行いました。

参酌すべき基準ですので、独自になります。

みなし支援員に関しては、延長に関して。

○小高委員

ということは、八街市独自でということ、今、答弁がございました。ということは、認定資格要件を満たさない方が、運営をしているということだと思えますけど、その方も勉強を重ねて、資格取得に向けているのではないかと思いますけど、この1年延長というのが、果たして1年延長、また不足した場合、またその就労者を確保するために、さらなる延長、またそれらも想定されるわけです。

その辺は、しっかりと資格取得に向けて、しっかり時間を取れるような形態。就労しながらだと、なかなか資格要件ではないですね、資格取得に向けて、多分、苦勞なところもあると思いますけど、しっかりと、早期にこういう条例を改正することないように対応していただきたいとお願いいたします。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから議案第7号、八街市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○加藤委員長

起立全員です。議案第7号は、原案のとおり可決されました。

議案第8号、八街市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

この議案は朗読を省略して、直ちに提案者の説明を求めます。

○高山子育て支援課長

それでは、付議案の19ページをごらんください。

議案第8号、八街市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

これは家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、該当する事項について、一部改正するものです。

第6条につきましては、保育所との連携について、家庭的保育事業所等による卒業後の連携施設の確保が著しく困難であると認められるときは、連携施設の確保を不要とする。ただし、家庭的保育事業者または定員20人以上の企業指導型保育事業等について、市長が認めるものを卒業後の受け皿の提供に係る連携協力を行うものとして、適切に確保しなければならないこととするものです。

第45条につきましては、連携施設に関する特例で、満3歳以上の児童を受け入れている保育所型事業所内保育事業所において、市長が認められるものについては、施設の確保をしないことができることとするものです。

附則第3項につきましては、食事の提供の経過措置で、家庭的保育事業については、自園調理への意向に向けた努力義務を課しつつ、自園調理の原則適応を猶予する経過措置期間を10年とするものです。

同じく、附則第4項につきましては、連携施設に関する経過措置で、連携施設の確保が著しく困難である場合は、その確保をしないことができる5年間の経過措置をさらに5年延長するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○加藤委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

○京増委員

これからまた5年間の経過措置を延長するという事なんですけれど、連携施設が確保できない、そういう施設の状況は、今どうなんでしょうか。

○高山子育て支援課長

現在、家庭的保育事業所は、市内では小規模事業保育所A型、「ひよこのお家」と「いろはに保育園」の2カ所が実施しております。こちら2カ所については、連携施設は2カ所とも、

市内の私立幼稚園と契約を結んでおります。

確保が著しく困難という状況では、今のところ、本市の状況からは想定しておりません。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから、議案第8号、八街市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○加藤委員長

起立全員です。議案第8号は、原案のとおり可決されました。

皆様に、お願いいたします。発言の際、マイクは各自ご自分でスイッチを押してから、起立して発言されるようお願いいたします。

議案第9号、八街市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

この議案は朗読を省略して、直ちに提案者の説明を求めます。

○高山子育て支援課長

それでは、付議案の23ページをごらんください。

議案第9号、八街市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令、並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令について、複数の誤り箇所訂正により、改正を行うものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○加藤委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから、議案第9号、八街市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○加藤委員長

起立全員です。議案第9号は、原案のとおり可決されました。

議案第10号、八街市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

この議案は朗読を省略して、直ちに提案者の説明を求めます。

○春日市民課長

それでは、議案第10号、八街市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

付議案の24ページをごらんください。

この条例改正は、成年被後見人等の権利の制限に関わる措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に、不当に差別されないよう、成年被後見人等に関わる結託条項、その他の権利の制限に関わる措置の適正化を図るため、印鑑登録の資格について、所要の改正を行うおうとするものでございます。

なお、附則において、この条例は令和2年4月1日から施行するものといたします。

以上で、議案第10号、八街市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終了させていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○加藤委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

○京増委員

この改正は、人権尊重の上では、とてもいいんじゃないかと思うんですけど、八街市の場合、対象者はどのくらいあるんでしょうか。

○春日市民課長

八街市では、今、2月1日現在、成年被後見人の人数が、男性29人、女性37人の計66人でございます。

○京増委員

そのうち、自分で意思表示できるような方が今の人数。

○春日市民課長

今の人数は、現在、八街市で成年被後見人の制度を利用されている方です。

○京増委員

そのうち、今回のこの改正で対象になるような方は、何人いらっしゃるんでしょう。どのぐらいいらっしゃるのかわかれば、お願いします。

○春日市民課長

これから登録する方に限っての制度なので、これから、ある一定の条件をクリアされた方が、登録することができます。

また、今、既に成年被後見人の方であっても、登録が今後、条件がそろえばできるようになります。

○京増委員

対象が当面、これから登録される方ということであれば、もしかしたら、今まで成年被後見人のお世話になっている方でも、もしかしたら対象者はあるかもしれませんので、ぜひ、お知らせをしてあげてほしいと思いますので、よろしくお願いします。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから議案第10号、八街市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○加藤委員長

起立全員です。議案第10号は、原案のとおり可決されました。

議案第12号、令和元年度八街市一般会計補正予算中、当委員会分についてを議題とします。

お諮りします。審査の方法は、款ごとに審査したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

ご異議なしと認めます。審査の方法は、款ごとに審査することに決定しました。

最初に、歳出2款総務費の内3項について、提案者の説明を求めます。

○春日市民課長

それでは、ご説明いたします。

補正予算書の26ページをごらんください。

2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、補正前の額に3万円を増額し、補正後の額を1億2千882万5千円とするものです。

補正理由としましては、マイナンバーカードの普及促進を図るため、出張申請時などに使用するモバイルプリンター2台分の購入費でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○加藤委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

○京増委員

取得の促進をしていくということなんですが、3万円の予算ですが、これはどの程度見込んでいるのでしょうか。

○春日市民課長

個人番号カードの交付事務費補助金交付要綱が、このたび一部改正になりまして、今年度限り、出張申請などの際に交付のための経費、その中で令和元年中に購入したタブレット端末1台当たり1.5万円を上限として、計3万円まで補助が出るということになりました。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

○京増委員

現在のマイナンバー取得状況について、お伺いします。

○春日市民課長

令和2年2月29日現在、交付枚数は1万1千815枚。交付率は17.03パーセントとなっております。

○加藤委員長

質疑はありませんか。

○京増委員

すみません。もう一回お願いします。

○春日市民課長

令和2年2月29日現在、交付枚数は1万1千815枚。交付率は17.03パーセントでございます。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

○京増委員

随分、取得率が増えたという印象があるんですけど、総務省は各自治体に依頼して、地方公務員と、その家族にも、カードの取得状況を調査しているということなんですが、八街市でも、そのようにしているのでしょうか。

○春日市民課長

取得状況の調査はしておりません。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

次に、歳出3款民生費について、提案者の説明を求めます。説明は、補正予算書の項目順にお願いいたします。

○清水障がい福祉課主査

それでは、補正予算書28ページ、29ページをごらんください。

3款民生費、1項社会福祉費、3目障害福祉費について、ご説明いたします。

補正前の額から298万7千円を減額し、補正後の額を19億686万1千円としようとするものでございます。

説明欄をごらんください。

地域生活支援事業費298万7千円の減額は、20節扶助費、寝たきり身体障害者入浴サービス費について、今年度見込額が確定したことによる減額でございます。

○吉田国保年金課長

続きまして、5目老人福祉費について、ご説明いたします。

補正前の額から515万6千円を減額し、補正後の額を8億545万3千円にしようとするものでございます。

後期高齢者医療事業費117万5千円の減額につきましては、19節負担金補助及び交付金におきまして、千葉県後期高齢者医療広域連合への共通経費負担金の確定による減額でございます。

後期高齢者医療特別会計繰出金398万1千円の減額につきましては、28節繰出金において、千葉県後期高齢者医療保険基盤安定制度負担金の確定による、後期高齢者医療特別会計繰出分の減額でございます。

○土屋老人福祉センター所長

続きまして、6目老人福祉施設費について、ご説明いたします。

補正前の額から502万1千円を減額し、補正後の額を3千652万1千円にしようとするものでございます。

説明欄をごらんください。

老人憩いの家管理運営費43万1千円の減額につきましては、老人憩いの家に設備した空調機器設置工場の額が確定したことによる減額でございます。

次に、老人福祉センター整備事業費459万円の減額につきましては、老人福祉センター改修工事設計業務委託料の額が確定したことによる減額でございます。

○田中高齢者福祉課長

続きまして、7目介護保険費について、ご説明いたします。

補正前の額に46万7千円を追加し、補正後の額を7億9千101万6千円にしようとするものでございます。

これは、全額介護保険特別会計への繰出金でございます。

○高山子育て支援課長

続きまして、2項児童福祉費について、ご説明いたします。

1目児童福祉総務費につきましては、補正前の額に68万5千円を増額し、補正後の額を1億5千678万1千円にしようとするものです。

説明欄にてご説明いたします。

児童総務費685万円の増額につきましては、23節償還金利子及び割引料で、子ども・子育て支援交付金の前年度実績に基づく返還金であります。

失礼しました。児童福祉総務費68万5千円の増額に訂正させていただきます。

2目児童措置費につきましては、補正前の額に5千863万5千円を減額し、補正後の額を8億9千313万4千円にしようとするものです。

児童手当支給費5千863万5千円の減額につきましては、20節扶助費で、本年度分の児童手当支給見込額が確定したことによる減額であります。

3目母子福祉費につきましては、補正前の額に7万4千円を増額し、補正後の額を4億6千173万9千円にしようとするものです。

児童扶養手当支給費7万4千円の増額につきましては、23節償還金利子及び割引料で、児童扶養手当支給額の前年度実績に基づく返還金であります。

4目児童福祉施設費につきましては、補正前の額に1億384万1千円を減額し、補正後の額を1億95万8千円にしようとするものです。

児童館施設整備事業費1億384万1千円の減額につきましては、13節委託料で、設計業務委託料、地質調査業務委託料の支出見込額が確定したことにより、1千74万1千円の減、15節工事請負費で、児童館建設工事を令和2年度の単独事業とすることで、令和元年度に予算計上をした児童館建設事業費は、全額令和2年度当初予算に振り替えて計上することから、9千310万円の減であります。

5目保育園費につきましては、補正前の額に218万1千円を増額し、補正後の額を14億5千256万3千円にしようとするものです。

私立保育園運営委託事業費217万7千円の増額につきましては、19節負担金補助及び交付金で、八街かいたく保育園運営費補助金175万3千円の増、私立保育園事故防止等推進事業補助金85万2千円の増、失礼しました、減。私立保育園災害復旧事業補助金127万6千円の増であります。

補正予算書の31ページをごらんください。

私立認定こども園運営費補助事業費4千円の増額につきましては、23節償還金利子及び割引料で、千葉県子どものための教育保育給付費地方単独費用負担金の前年度実績に基づく返

還金であります。

○齊藤つくし園長

続きまして、6目マザーズホーム費について、ご説明いたします。

特定財源172万9千円の減額が、一般財源に変更になりましたのは、16ページをごらんください。

13款分担金及び負担金、1目民生費負担金児童発達支援事業負担金を17万4千円減額。続きまして、22ページをごらんください。

21款諸収入、3目雑入、児童発達支援事業費収入を155万5千円減額のため、変更になりました。

以上で、3款民生費の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○加藤委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

○山口委員

すみません、1点だけ。30ページの私立保育園事故防止等推進事業補助金について、この制度については、どのように活用されて、一応減という形になっておりますが、どのように活用されて、一応このような減という形になったのか、お伺いします。

○高山子育て支援課長

こちらの事業につきましては、私立保育園等における事故防止事業として、平成29年度から国庫補助事業となりました。内容といたしましては、保育園において保育中の事故の防止のための午睡センサー、お昼寝の最中にうつ伏せ寝による窒息死や突然死といった事故などをセンサーで感知するような機器を購入したことに対する補助が出る事業です。

今回の減額の理由としましては、風の村保育園が購入を予定しておりましたけれども、台風の影響で今年度は見送るということで確認が取れましたので、減額となりました。

○山口委員

わかりました。ということは、来年度は新年度になるのかな。新年度に関しては、風の村保育園にも、一応調査をして、話を聞いて、一応この事業を推進していくという形と考えていらっしゃるのでしょうか。

○高山子育て支援課長

令和2年度につきましては、風の村保育園で、午睡センサーの計上をしております。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

次に、歳出4款衛生費のうち1項1目から4目について、提案者の説明を求めます。

○飛田健康増進課長

引き続き、補正予算書の31ページをごらんください。

4款衛生費、1項保健衛生費中1目保健衛生総務費及び4目健康増進費について、ご説明いたします。

1目保健衛生総務費は、補正前の額から563万3千円を減額し、補正後の額を1億5千223万8千円とするものでございます。

説明欄をごらんください。

保健衛生総務費、19節印旛市郡小児初期急病診療所負担金98万5千円の減及び成田市急病診療所負担金39万3千円の増は、負担金額の確定によるものでございます。

病院医療機器整備事業補助金504万1千円の減は、成田赤十字病院の医療機器整備費について、今年度は保健補助事業として採択されたため、成田赤十字病院より市町村に対する補助金交付申請を辞退するとの申し出があったことにより、予算額を全額減とするものでございます。

4目健康増進費は、補正前の額から1千437万円を減額し、補正後の額を8千280万6千円とするものでございます。

説明欄をごらんください。

後期高齢者医療健康診査受託事業費100万2千円の減は、事業終了に伴い、13節健康診査委託料が確定したことによるものでございます。

なお、令和元年度の検診受診者は、前年度と比較して163人増の1千907人でございました。

次のページをごらんください。

健康増進事業費1千336万8千円の減の内、7節賃金71万4千円及び役務費37万7千円の減は、執行実績から不要と見込まれる額を減額するものでございます。

13節委託料1千227万7千円の減は、各種がん検診事業について、2月末に終了し、今月支払予定であります子宮頸がん検診分を除いた執行残見込額を減額するものでございます。

令和元年度のがん検診の実施状況でございますが、胃がん検診は、前年度と比べ139人減の3千520人で、受診率は16.2パーセント。大腸がん検診は、前年度と比べ257人減の5千851人で、受診率は27.0パーセント。肺がん検診は、前年度と比べ251人減の5千192人で、受診率は24.0パーセント。前立腺がん検診は、前年度と比べ202人増の2千826人で、受診率は36.9パーセント。乳がん検診は、前年度と比べ258人減の5千196人で、受診率は36.3パーセントでございました。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○加藤委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

○山口委員

すみません。1点お伺いしますが、先ほど説明であった、健康増進事業費の健康診査委託料についてなんです、今、受診率を聞かせていただきましたが、その中で受診率が上がったものというのは、あるのでしょうか。

全部減だったの。全部減だったの、あれ。

○飛田健康増進課長

受診率が上がったものとしたしましては、前立腺がん検診の受診者及び受診率が増加となっております。

○山口委員

総体的に考えたら受診率が下がっている、その要因というのは、どのように分析されているのでしょうか。

○飛田健康増進課長

今年度の各種がん検診でございますけれども、台風が相次いで上陸したことによりまして、ちょうど検診の時期と重なってしまいまして、検診を中止及び延期せざるを得ないという状況がございました。

具体的には台風15号のときには、検診会場である公民館が自主避難所になったりですとか、総合保健福祉センターがボランティアセンターとして活用されとかして、検診を1日減らすとか、あるいはできなかった分を12月に延期するなどして、また乳がん検診については、2日間中止をせざるを得ないという状況がございましたので、その他、台風15号の方にも、そういった関係で検診を中止するということがございましたので、このことが大きな受診者が減ってしまった要因であったかというふうに考えております。

○山口委員

そうですね。台風によるものというのが、大きな要因ということで聞かせていただきました。新年度に向けて、しっかりと受診できるような体制を今後、作っていただきたいと思います。よろしくお願いします。

以上です。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

○京増委員

31ページの保健衛生総務費、ここでの関係があるのかどうかよくわからないんですが、風疹について、国が予算を付けているようなんですけれど、抗体検査の補助の費用を付けているようなんですが、八街市では、風疹に対する何らかの施策は、ここではないのかと思って、その確認です。

○飛田健康増進課長

風疹の対策につきましては、平成30年度から令和2年度までの3カ年間に、国の施策として、風疹を公的な予防接種として受ける機会がなかった年代の方に対しまして、抗体検査を無料で実施いたしまして、抗体ができていないという方に対しては、さらに無料で予防接種

を受けていただけるという制度がございます。それは今年度及び令和2年度につきましても、実施する予定でございます。

○京増委員

補正予算でも、また新年度予算でも、国は増やしているようなんですけど、ここには八街市は載っていないけれど、新年度予算をよく見ていないものですから、増やしていくという、そういう方向でしょうか。

○飛田健康増進課長

補正予算の項目としては計上してございませんけれども、新年度予算にも必要経費を計上させていただきます。

○京増委員

今回、コロナウイルスが、感染が心配なんですけれど、ここに掲載されている病院では、そういう検査なんかができるのかどうか。また心配な。

○加藤委員長

京増委員に申し上げます。議案に沿った質問にしてください。今現在、コロナウイルスの質疑は、ここに提案されていませんので、議案に沿った質問に変えてください。

○京増委員

しかし、保健衛生ですから、感染とか、そういうのは関係あるかと思うんですけど。

○加藤委員長

京増委員、議案に沿ったやつにしてくださいよ。

(「質問を変えて」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

それ始めちゃったら、拡大してどんどん増えてきちゃいますから、一応提案されたものだけにしてください。それはまた後に、必要であれば、また議長の方に申し出て、違う形で協議会を開くなり、何なりを議長の方にお願ひします。それだけは拡大してどんどん広がっていっちゃいますので。

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

ほかに質疑がなければ、これで質疑を終了します。

次に、歳出9款教育費について、提案者の説明を求めます。説明は、補正予算書の項目順にお願いいたします。

○西貝学校教育課長

それでは、補正予算書37ページをごらんください。

9款教育費、1項教育総務費、3目教育指導費について、ご説明いたします。

補正前の額から306万8千円を減額しまして、補正後の額を1億1千449万7千円にしようとするものです。

説明欄をごらんください。

教育指導諸費 297万円の減額は、4節共済費及び7節賃金で、特別支援教育支援員、校内適応指導教室補助教員の保険料及び賃金の確定に伴うものです。

教育支援体制整備事業費 9万8千円の減額は、4節共済費及び7節賃金で、発達障害支援アドバイザーの保険料及び賃金の確定に伴うものでございます。

続きまして、2項小学校費、2目教育振興費について、ご説明いたします。

補正前の額から176万9千円を減額しまして、補正後の額を1億6千229万5千円にしようとするものです。

説明欄をごらんください。

小学校教育振興費 76万9千円の減額は、14節使用料及び賃借料の内、自動車借上料で、陸上大会や音楽発表会、各小学校の社会科見学等で利用するバス借上料が、当初の見込額を下回ったことに伴うものです。

小学校児童援助奨励費 100万円の減額は、20節扶助費の内、特別支援教育就学奨励費で、当初の見込額を下回ったことに伴うものです。

○小川社会教育課長

続きまして、38ページをごらんください。

5項社会教育費、1目社会教育総務費につきまして、ご説明させていただきます。

補正前の額から3千円を増額し、補正後の額を1億979万3千円にしようとするものでございます。

説明欄にて、ご説明いたします。

青少年育成基金費、25節積立金は、青少年育成基金の運用益の積み立てでございます。

○西貝学校教育課長

続きまして、6項保健体育費、2目学校保健費について、ご説明いたします。

補正前の額から83万5千円を減額しまして、補正後の額を3千500万3千円にしようとするものです。

説明欄をごらんください。

学校保健管理費 83万5千円の減額について、12節役務費 9万8千円の減額は、手数料で、入札による飲料水水質検査の契約金額が確定したことによるものです。

13節委託料 73万7千円の減額は、健康診断業務で、児童・生徒及び教職員の健康診断の実施者が、当初の見込人数より少なかったことによるものです。

○酒和学校給食センター所長

続きまして、5目学校給食費につきまして、ご説明いたします。

補正前の額から84万8千円を減額し、補正後の額を6億1千322万8千円にしようとするものでございます。

説明欄をごらんください。

一般管理費 84万8千円の減額につきましては、13節委託料 84万8千円を減額するもの

でございます。これは、給食費収納管理システム運用環境移行業務及び給食費収納管理システム納付書レイアウト変更業務の事業費が、確定したことによる減額補正となっております。

以上で、9款教育費についての説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○加藤委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。

○小高委員

37ページの教育費振興費の中で、小学校児童援助奨励費100万円となっています。5パーセント程度だと思うんですけど、この中で中学校の方が出てきていなくて、中学校は、ほぼ予算どおりだったのかと臆するところですが、小学校の方で5パーセント程度の減額が出た要因を聞くのは、これおかしいんですけど、そのポイントはどのように考えているのか、お伺いいたします。

○西貝学校教育課長

これは、当初135名の児童を見込んでおりましたけども、実際に支給した児童数が117名ということで、18名減ったことによるものでございます。

○加藤委員長

ほかに質疑ありませんか。

○京増委員

37ページの教育指導費なんですけど、特別支援教育支援員、賃金がマイナス77万円なんですけど、この理由は何でしょうか。

○西貝学校教育課長

これにつきましては、台風などの災害で学校が休業したことによって、勤務日数が少なくなったことによるものでございます。

○京増委員

じゃあ、この支援員さんは、勤務しない日は賃金がないという、そういうシステムなわけなんです。

23人全員の分で77万円の減額ということでしょうか。

○西貝学校教育課長

24名分の分でございますが、これにつきましては、有給休暇を取得した方もいらっしゃいますし、勤務しない日とした方もいらっしゃいます。

○京増委員

奨励費なんですけど、受給率というのは、どのぐらいなのでしょう。この間の受給率をお願いします。

○西貝学校教育課長

平成31年度はまだ出ておりませんが、平成30年度につきましては、小学校の方は49.73パーセントとなっております。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

次に、歳出10款災害復旧費の内3項について、提案者の説明を求めます。説明は、補正予算書の項目順にお願いいたします。

○川名教育総務課長

それでは、10款災害復旧費について、ご説明いたします。

補正予算書の39ページをお開きください。

3項文教施設災害復旧費、1目公立学校・幼稚園施設災害復旧費につきまして、これは文教施設災害復旧事業債の歳入補正に伴う財源の組み換えとなっております。

○酒和学校給食センター所長

続きまして、3目保健体育施設災害復旧費について、ご説明いたします。

こちらにつきましても、文教施設災害復旧事業債の歳入補正に伴う財源の組み換えとなっております。

以上で、10款災害復旧費の内3項についての説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○加藤委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

次に、第2表継続費補正1廃止について、提案者の説明を求めます。

○高山子育て支援課長

補正予算書の6ページをごらんください。

3款民生費、2項児童福祉費、児童館整備事業費の全額廃止につきましては、児童館の建設について、今年度において建設工事を発注する予定でしたが、台風等の災害対応により、予定の工期も遅れが生じ、工事の発注が令和2年度となったため、継続費を取りやめ、令和2年度に全額計上することとしたため、廃止するものです。

○加藤委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

次に、第3表繰越明許費補正1追加の内9款教育費、10款災害復旧費の内3項について、提案者の説明を求めます。説明は、補正予算書の項目順にお願いします。

○市川スポーツ振興課長

それでは、第3表繰越明許費補正1追加について、ご説明いたします。

補正予算書の8ページをごらんください。

9款教育費、6項保健体育費、体育施設整備事業費766万8千円につきましては、中央グラウンド改修工事基本設計業務委託料で、外野スタンドと隣接いたします市道等の土地利用について、関係機関との協議・調整などに不測の日数を要していることから、本年度中に完了することが困難であるため、翌年度に繰り越すものでございます。

○川名教育総務課長

10款災害復旧費について、ご説明いたします。

引き続き、8ページをごらんください。

3項文教施設災害復旧費、小学校災害復旧費852万円は、今年の台風15号、19号により、被害を受けました学校施設について、業者の手がなく発注が遅れていた工事の災害復旧費を繰り越すものです。その主なものは、二州小学校沖分校の雲梯2機の復旧工事費302万5千円、実住小学校のグラウンド砂の流出の災害復旧費100万円、交進小学校の門扉復旧工事費75万5千700円、二州小学校の門扉復旧工事費90万8千600円などです。

次に、中学校災害復旧事業費1千577万円は、小学校と同様に、台風により被害を受けた学校施設について、業者の手がなく発注が遅れていた工事の災害復旧費を繰り越すものです。その主なものは、八街北中学校特別教室棟の屋根災害復旧工事1千445万4千円、八街北中学校のグラウンド砂の流出の災害復旧費100万円などです。

以上で、第3表繰越明許費補正1追加の説明を終了いたします。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○加藤委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。討論はありますか。

最初に、反対討論の発言を許します。

○京増委員

それでは、議案第12号、令和元年度八街市一般補正予算に反対討論をいたします。

令和元年度八街市一般会計補正予算中、2款3項1目の戸籍住民基本台帳費に対して、反対の立場から討論します。

マイナンバーは、赤ちゃんから高齢者、在日外国人を含め、国内に住民登録した人に12ケタの番号を割り振り、税や社会保障の行政手続に使わせる仕組みです。

本市におけるマイナンバーカードの交付率は、令和2年2月時点で17.03パーセントとなっております。

マイナンバーカードがあれば「身分証明書にも使える」などの利点が宣伝されておりますけれども、国民はカードを必要としておりません。全国のカード普及率は2020年1月20日現在、15.0パーセントと低迷しております。

政府がカード普及に躍起になっておりますが、「個人情報の漏えいやプライバシー・内心の自由が侵害される」マイナンバー制度は廃止するしかありません。

以上の理由から反対します。

○加藤委員長

次に、賛成討論の発言を許します。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから、議案第12号、令和元年度八街市一般会計補正予算中、当委員会付託分についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

○加藤委員長

起立多数です。議案第12号、令和元年度八街市一般会計補正予算中、当委員会付託分については、原案のとおり可決されました。

会議中ですが、ここで10分間休憩いたします。

再開後は、議案第25号、13号、14号、15号の審査を行いますので、関係する職員以外は退席して結構です。

(休憩 午前11時02分)

(再開 午前11時11分)

○加藤委員長

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

飛田健康増進課長より、発言を求められておりますので、これを許します。

○飛田健康増進課長

先ほどの京増委員からの風疹抗体検査のご質問に対しまして、国の施策として平成30年度から令和2年度までの3年間の事業と答弁いたしましたけれども、正しくは、令和元年度から令和3年度までの3年間でございますので、訂正をさせていただきたいと存じます。申し訳ございませんでした。

○加藤委員長

議案第25号、令和元年度八街市一般会計補正予算中、当委員会付託分についてを議題とします。

お諮りします。審査の方法は、款ごとに審査したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

異議なしと認めます。審査の方法は、款ごとに審査することに決定しました。

最初に、歳出2款総務費の内3項について、提案者の説明を求めます。

○春日市民課長

ご説明いたします。

補正予算書の12ページをごらんください。

2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費の補正前の額に971万6千円を増額し、補正後の額を1億3千854万1千円とするものです。

説明欄をごらんください。

社会保障・税番号制度関連事務費の内19節負担金補助及び交付金971万6千円の増ですが、これは社会保障・税番号制度による、通知カード個人番号カードの発行等の事務を委託している地方公共団体情報システム機構への負担金に不足が生じるため、増額補正するものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○加藤委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

○京増委員

971万6千円というのは、どのぐらいの普及になるのでしょうか。何枚ぐらいの。

○春日市民課長

去年、策定されたマイナンバー円滑計画では、国では1カ月1千20枚程度の交付を想定しています。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

次に、第2表繰越明許費補正1追加について、提案者の説明を求めます。

○和田都市整備課長

補正予算書の4ページをごらんください。

第2表繰越明許費補正1追加について、ご説明いたします。

3款民生費、4項災害救助費、事業名災害救助費、こちら985万5千円につきましては、

災害救助法に基づく災害被災住宅応急修理業務24件分の明許でございます。

この業務は、市が被災者の選定した事業者と直接契約し、完了後に支払いを行うというものでございますが、本年度中に全ての工事が完了することが困難であるため、翌年度に繰り越すものでございます。

以上で、第2表繰越明許費補正の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○加藤委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

○京増委員

それでは、議案第25号、令和元年度八街市一般会計補正予算に反対討論をいたします。

令和元年度八街市一般会計補正予算中、2款3項1目戸籍基本住民基本台帳費について、反対の立場で討論いたします。

マイナンバーは、赤ちゃんから高齢者、在日外国人を含め、国内に住民登録した人に12ケタの番号を割り振り、税や社会保障の行政手続に使わせる仕組みです。通知カード・個人番号カード関連予算は971万6千円の増額補正となっており、国の方向では、1カ月1千20枚ぐらいの普及を見込んでいるようですが、政府はマイナンバーカードを普及させるため、新年度予算案にカード取得者がキャッシュレスで買い物をした際に、上限5千円分のポイントがつく「マイナポイント」を実施するために、約2千458億円を計上しています。

しかし、カードが普及すればカードの紛失や盗難も増えます。自治体情報政策研究所の黒田充氏は「カード携帯が当たり前になれば、住民にとって悪用された際のリスクが際限なく大きくなる」と述べています。

制度の導入・維持のために、国は既に1兆円以上のコストをかけましたが、顔写真付きの「マイナンバーカード」この普及率は2020年1月20日現在、15.0パーセントと低迷しています。八街市は先ほどの答弁で、令和2年2月現在、1万1千815枚、17.03パーセントの普及としております。

しかし、国民が必要としていない制度は、制度の成立前から国民総背番号制、これによって監視社会につながり、個人情報への漏えいやプライバシー侵害するなどの議論が続いています。違憲訴訟も提起されていることによって普及が進まない中、来年3月までに公務員の一斉取得を政府は推進するとしています。八街市では、先ほどの答弁では公務員に対する調査はしていないというような答弁がありました。

しかし、政府は国家公務員の取得率は昨年10月で28パーセント、その家族は13.1

パーセントとなっていると報道しています。そして地方公務員も、ほぼ同じ数字となっているとの報道があります。

ぜひとも、住民の自由権利を守るためにも、このマイナンバー制度、強制しないようにと、私は要求していきたいと思います。

マイナンバー法では、カード取得は、あくまで個人の選択となっており、政府は「あくまで勧奨であり、強制ではない」と説明しております。憲法第11条は、「国民は全ての基本的人権の享有を妨げられない」とうたい、憲法第12条は、「この憲法が国民に保障する自由及び権利は国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない」とうたっています。

2021年3月から、カードに健康保険証の機能も持たせていくようですが、従来の保険証も併用するとしています。国民にとって、現在使用している健康保険証で十分であり、カードと結び付ける必要性を国民は感じておりません。国民にとって情報漏えいなどのリスクが高い一方、切実な必要性や緊急性がない、この制度に予算計上することに反対し、議案第25条に反対をいたします。

以上です。

○加藤委員長

ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから、議案第25号、令和元年度八街市一般会計補正予算中、当委員会付託分についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

○加藤委員長

起立多数です。議案第25号、令和元年度八街市一般会計補正予算中、当委員会付託分については、原案のとおり可決されました。

議案第13号、令和元年度八街市国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

○吉田国保年金課長

それでは、議案第13号、令和元年度八街市国民健康保険特別会計補正予算につきまして、ご説明いたします。

補正予算書の1ページをまず、ごらんください。

この補正予算は、既定の予算に歳入・歳出それぞれ1億8千514万6千円を追加し、歳入・歳出予算の総額をそれぞれ89億8千838万2千円にしようとするものでございます。では、詳細につきまして事項別明細により、ご説明いたします。

8ページをごらんください。

まず歳入でございますが、4款1項繰越金、2目その他繰越金は、補正前の額に1億8千473万4千円を追加し、補正後の額を1億8千473万5千円にしようとするもので、平成30年度決算に伴う繰越金でございます。

6款国庫支出金、1項国庫補助金、1目保険制度関係業務準備事業費補助金は41万2千円を新たに計上しようとするもので、国民健康保険資格確認システム改修に係ります費用の国庫負担分でございます。

次に、歳出でございますが、9ページをごらんください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、補正前の額から354万8千円を減額し、補正後の額を1千994万2千円にしようとするもので、今年度中に予定をしておりましたオンライン資格確認等システムの改修内容に変更が生じたため、その分を減額するものでございます。

6款1項1目基金積立金は、補正前の額に1億7千692万2千円を追加し、補正後の額を3億8千739万2千円にしようとするもので、前年度繰越金から国・県への償還金、及び一般会計への繰出金を差し引いた額を財政調整基金に積み立てるものでございます。

8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金は、補正前の額に605万1千円を追加し、補正後の額を605万5千円にしようとするもので、平成30年度の特定健康診査保健指導負担金の額の確定に伴います国・県への返還金でございます。

10ページに移りまして、2項繰出金、1目一般会計繰出金は、補正前の額に572万1千円を追加し、補正後の額を572万2千円にしようとするもので、平成30年度における一般会計からの法定分繰入金の剰余金が確定したために、一般会計へ繰り出すものでございます。

以上で、令和元年度八街市国民健康保険特別会計補正予算の説明を終了させていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○加藤委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

○小菅委員

9ページですが、基金積立金ということで、財政調整基金積立金が計上されております。

これで、今年度末、どれぐらいの財政調整基金があるかをお伺いいたします。

○加藤委員長

すぐ出ますか。時間がかかるようでしたら。

○吉田国保年金課長

申し訳ございません。後ほどお願いいたします。

○加藤委員長

では、後ほど財調の件については答弁してください。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから、議案第13号、令和元年度八街市国民健康保険特別会計補正予算についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○加藤委員長

起立全員です。議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号、令和元年度八街市後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題とします。提案者の説明を求めます。

○吉田国保年金課長

それでは、議案第14号、令和元年度八街市後期高齢者医療特別会計補正予算につきましてご説明いたします。

補正予算書の1ページをごらんください。

この補正予算は、既定の予算に歳入歳出それぞれ、3千9万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ6億4千949万7千円にしようとするものでございます。

詳細は、事項別明細によりご説明いたします。

8ページをごらんください。

まず、歳入でございますが、1款1項後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料は補正前の額に1千629万7千円を追加し、補正後の額を2億7千907万5千円に。また、2目普通徴収保険料は、補正前の額に1千488万3千円を追加し、補正後の額を2億2千425万円にしようとするもので、現年分保険料の増額でございます。

2款繰入金、1項一般会計繰入金、2目保険基盤安定繰入金は補正前の額から398万1千円を減額し、補正後の額を1億3千281万5千円にしようとするもので、保険料軽減措置に伴う、県及び市の交付金が決定されたことにより、減額するものでございます。

3款1項1目繰越金は、補正前の額に289万5千円を追加し、補正後の額を489万5千円にしようとするもので、平成30年度決算に伴います繰越金でございます。

次に、歳出でございますが9ページをごらんください。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は、補正前の額に2千921万9千円を追加し、補正後の額を6億4千16万1千円にしようとするもので、現年度分の保険料収入の増、保健基盤安定負担金の確定などに伴い、広域連合への納付金を増額するものでございます。

3款諸支出金、2項繰出金、1目一般会計繰出金は、87万5千円を新たに計上するもので、平成30年度における一般会計からの法定分繰入金の剰余金が確定したことによりまして、一般会計へ繰出すものでございます。

以上で、令和元年度八街市後期高齢者医療特別会計補正予算の説明を終了させていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○加藤委員長

以上で、説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

○京増委員

8ページ、歳入についてお伺いします。

後期高齢者医療保険料3千118万円の増額なのですが、この理由は何でしょうか。

○吉田国保年金課長

当初、見込んでいたよりも該当する後期高齢者の該当者の方が増えたことによる増でございます。

○京増委員

何人ぐらい増えたのでしょうか。

○吉田国保年金課長

予算の計上のし方が人数で当初予算のときに計上しておりませんので、これまでの保険料の経過を見た中での増分を見込んで、当初予算のときには編成するものですから、何人分当初見込んでいて、何人増えたといったような出し方についてはできません。

○加藤委員長

ほかに、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから、議案第14号令和元年度八街市後期高齢者医療特別会計補正予算についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○加藤委員長

起立全員です。議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号、令和元年度八街市介護保険特別会計補正予算についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

○田中高齢者福祉課長

それでは、議案第15号、令和元年度八街市介護保険特別会計補正予算につきましてご説明いたします。

補正予算書の1ページをごらんください。この補正予算は、既定の予算に歳入歳出それぞれ557万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ49億455万2千円にしようとするものでございます。

詳細につきましては、事項別明細によりご説明いたします。

補正予算書の8ページをごらんください。

まず最初に、歳入でございますが、3款国庫支出金2項国庫補助金につきましては、6目保険者機能強化推進交付金に496万5千円を計上しようとするものでございます。

これは、自立支援重度化防止等に関する市町村の取り組みに対する交付金でございます。

6款財産収入、1項財産運用収入につきましては、1目利子及び配当金に14万2千円を追加し、補正後の額を14万3千円にしようとするものでございます。

これは、介護給付費準備基金を千葉みらい農業協同組合八街支店に預け入れした積立金利子でございます。

7款繰入金、1項一般会計繰入金につきましては、6目その他繰入金に46万7千円を追加し、補正後の額を5千136万9千円にしようとするものでございます。

これは、事務経費に係る一般会計からの繰入金でございます。

次に、歳出でございますが、予算書の9ページをごらんください。

1款総務費、1項総務管理費につきましては、1目一般管理費に46万7千円を追加し、補正後の額を4千381万4千円にしようとするものでございます。

説明欄をごらんください。

12節役務費46万7千円は、高齢者福祉計画、第8期介護保険事業計画策定に必要となるニーズ調査のアンケート用紙郵送に要する費用の増額補正でございます。

3款地域支援事業費、2項一般介護予防事業費につきましては、1目一般介護予防事業費の財源内訳のうち、一般財源30万4千円を国県支出金へ歳入補正に伴い予算の組み替えを行うものでございます。

同じく3款地域支援事業費、3項包括的支援事業費・任意事業費につきましては、1目包括的支援事業費・任意事業費の財源内訳のうち、一般財源466万1千円を国県支出金へ歳入補正に伴い、予算の組み替えを行うものでございます。

補正予算書の10ページをごらんください。

4款基金積立金、1項基金積立金につきましては、1目介護給付費準備基金積立金に510万7千円を追加し、補正後の額を1億3千106万7千円にしようとするものでございます。

これは、全額が25節積立金でございます。

続きまして、繰越明許費についてご説明いたします。

補正予算書の4ページをごらんください。

第2表、繰越明許費をごらんください。1款総務費、1項総務管理費のうち、一般管理費3千360万円の繰越明許につきましては、八街南中学校区生活圏域で整備を進めております小規模多機能型居宅介護施設の建設について、年度内の完成が難しいことから、関連予算を次年度に繰り越そうとするものでございます。

以上で、令和元年度八街市介護保険特別会計補正予算の説明を終了させていただきます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○加藤委員長

以上で、説明が終わりましたので質疑を許します。

質疑はありませんか。

○小高委員

10ページ、節の25節積立金、介護給付金準備基金積立金についてお伺いいたします。

この積立金を見てみると、一般財源の同等の、ほぼ近い金額が給付されたわけですが、通年、この債はどのようになっているのでしょうか。決算ではないので、確定していないので答えづらいとは思いますが、お伺いいたします。

○田中高齢者福祉課長

令和元年度末の見込み残高が、6億7千9百万円となります。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

○京増委員

国庫支出金なのですけれども、保険者機能強化推進交付金についてなのですが、これは八街市が何か国から認められるようなことをしたのだと思いますけれども、どういうことをして、この交付金が入ってくる予定なのでしょうか。

○田中高齢者福祉課長

こちらの交付金につきましては、高齢者の市町村の自立支援、重度化防止等に向けた取り組みを支援し、一層推進することを趣旨としておりまして、重度化防止に向けて介護予防運動教室等を行ったものに対しての交付金でございます。

○京増委員

介護予防については、今までもやってきていると思うのですが、これは2年目のたしか事業というふうに思うのですが、今までの介護予防の事業に何か加わったものがあるのでしょうか。

○田中高齢者福祉課長

基本的には、今までやっている事業に対して交付されるものなのですが、昨年度より介護予防運動教室の教室を追加して、より多くの方にご参加いただけるような形で事業を展開しております。

○京増委員

10ページの介護給付費準備基金の積立金なのですけれども、6億7千万円ぐらいになる見込みだということなのですが、来年度から第8期が始まってきますけれども、7期のときには介護保険料は上げませんでしたけれども、今でも高すぎて、皆さん悲鳴が上がっております。

この積立金の一部を引き下げというか、それとも現状維持ということで、使えないかどうかお伺いします。

○田中高齢者福祉課長

委員さんのおっしゃるとおり、第8期の介護保険事業計画におきまして、保険料の上昇を抑制するために、取り崩して利用するような形で考えております。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから、議案第15号、令和元年度八街市介護保険特別会計補正予算についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○加藤委員長

起立全員です。議案第15号は原案のとおり可決されました。

会議中ではありますが、昼食のため休憩いたします。

午後は、1時10分より再開いたします。再開後は、議案第19号、議案第20号、議案第21号の審査を行いますので、関係する職員以外は退席して結構です。

(休憩 午前11時42分)

(再開 午後01時08分)

○加藤委員長

再開します。休憩前に引き続き、会議を開きます。

吉田国保年金課長より、発言を求められておりますので、これを許します。

○吉田国保年金課長

午前中の小菅委員からのご質問で、答弁できないところがございまして、大変申し訳ございませんでした。

基金の関係のご質問であったと思うのですが、平成30年の決算時におけます基金積立金の

積み立て残高が8千794万円になります。したがって、今回補正で計上させていただきました1億7千692万円をここに加えますと、概ね約2億6千486万円ほどになる見込みでございます。申し訳ございませんでした。

○加藤委員長

小菅委員の方は、この答弁に対して何かございますか。

○小菅委員 ありません。

○加藤委員長

それでは、議案第19号、令和2年度八街市国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

○吉田国保年金課長

議案第19号、令和2年度八街市国民健康保険特別会計予算につきまして、ご説明申し上げます。

予算書の21ページをごらんください。

令和2年度当初予算の歳入歳出予算の総額を、第1条において歳入歳出それぞれ、85億2千954万6千円と定めるもので、前年度と比較し、2億7千369万円、3.1パーセントの減でございます。

減額の主な理由は、歳入におきましては被保険者の減少に伴います収税額の減額、歳出におきましては、被保険者の減少に伴いまして、医療給付費が減額となっていることによるものでございます。

第2条は、地方自治法第214条の規定によりまして、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額が25ページの第2表、債務負担行為によるものとするものでございます。

第3条の一時借入金は、一次借入をしなければならない事態が生じた場合の対応として、その限度額を15億円と定めることとさせていただきます。

第4条は、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合について、定めるものでございます。

それでは、事項別明細書によりまして、詳細についてご説明申し上げます。

299ページをごらんください。

初めに、歳入でございますが、1款国民健康保険税は、19億6千97万9千円の計上で、前年度と比較し、1億722万3千円、5.2パーセントの減でございます。

1項1目の一般被保険者国民健康保険税は19億5千747万円で、前年度と比較し、9千758万4千円、4.8パーセントの減でございます。

2目退職被保険者等国民健康保険税は、350万9千円で前年度と比較し、963万9千円、73.3パーセントの減でございます。

次に、300、301ページに移りまして、2款県支出金は、款合計で59億6千982万

4千円の計上で前年度と比較し、1億4千843万2千円、2.4パーセントの減でございます。

これは、2項1目保険給付等交付金が被保険者数に比例し、医療給付費の減少によりまして減額となったことによるものでございます。

3款繰入金は、款合計で5億5千96万8千円の計上で、前年度と比較し1千753万4千円、3.1パーセントの減でございます。

1項一般会計繰入金は、保険基盤安定、出産育児一時金などに対します一般会計からの繰入金で、2項財政調整基金繰入金は増目計上でございます。

4款繰越金は、1千円の増目計上で、療養給付費交付金繰越金の項目を廃目したことに伴いまして、1千円の減額計上でございます。

302、303ページに移りまして、5款諸収入は、款合計で4千777万4千円の計上で、前年度と比較し50万円、1.0パーセントの減でございます。

1項延滞金及び過料が3千127万1千円、2項雑入が第三者行為による医療給付費納付金などの1千650万3千円でございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

304、305ページをごらんください。

1款総務費、1項総務管理費は3千141万4千円の計上で、1目一般管理費、2千890万円の主なものは、11節役務費、通信運搬費として、保険証等の郵送料575万9千円、12節委託料として、国民健康保険団体連合会で行っております診療報酬明細書の電算共同処理業務委託料591万5千円。保険制度準備事業システム回収業務792万円が主なものでございます。

2目連合会負担金251万4千円は、千葉県国民健康保険団体連合会への負担金でございます。

次に、2項徴税费は1千103万5千円の計上で、国保税の賦課徴収に係る諸経費でございます。

306、307ページに移りまして、3項運営協議会費16万1千円は、国民健康保険運営協議会委員16名分の報酬でございます。

4項趣旨普及費35万3千円は、国民健康保険に関する啓発用パンフレットなどの購入費でございます。

2款保険給付費は、一般及び退職被保険者等に係る療養給付費等を過去の実績に基づきまして、款合計で59億1千865万1千円を計上いたしました。

前年度と比較し、1億5千400万7千円、2.5パーセントの減でございます。

1項療養諸費51億604万2千円は現物給付となります療養給付費や、現金給付となる療養費及び診療報酬明細書の審査支払手数料で、前年度と比較し2億298万2千円、3.8パーセントの減でございます。

308、309ページに移りまして、2項高額療養費は一般被保険者及び退職被保険者等の

高額療養費として、7億6千721万7千円の計上で、前年度と比較し、5千290万6千円、7.4パーセントの増でございます。

3項移送費2千円は、前年度と同額の存目計上でございます。

4項出産育児諸費は、年間91件分の出産育児一時金及び直接払いに対します手数料を見込み、3千824万円を計上させていただきました。

310、311ページにつきまして、5項葬祭諸費は年間143件分を見込み、715万円を計上いたしました。

3款国民健康保険費納付金は、国民健康保険制度の広域化に伴いまして、県が市町村ごとの医療費水準と、所得水準を考慮したための納付金で、前年度と比較し1億1千157万9千円、4.7パーセント減の22億9千7万3千円を計上いたしました。

その内訳は、1項医療給付費分として15億3千117万5千円、2項後期高齢者支援金等分として5億3千794万7千円、3項介護納付金分として2億2千95万1千円でございます。

312、313ページに移りまして、4款共同事業拠出金2千円の現状は、年金受給者のデータから、退職者医療制度該当者を抽出するための事業拠出金でございます。

5款保健事業費は、1項特定健康診査等事業費に、特定健康診査保健指導に要します経費として4千974万円を、また、2項保健事業費に、医療費通知、ジェネリック差額通知の経費や、人間ドック、脳ドック助成事業の経費として、1千160万3千円を計上いたしました。

6款基金積立金は、歳入歳出の差額、1億9千819万9千円を財政調整基金に積み立てるものでございます。

7款公債費は、国民健康保険特別会計におきまして、歳計現金が不足した際、一般会計財政調整基金などを繰り替えて運用する際の利子として、前年度と同額の300万円を計上したものでございます。

314、315ページに移りまして、8款諸支出金につきましては、款合計で前年度と同額の1千31万5千円を計上いたしました。

1項償還金及び還付加算金1千31万4千円は、過年度分の国民健康保険税、過誤納付還付金及び還付加算金などがございます。

2項繰出金1千円は一般会計の繰出金で存目計上でございます。

9款予備費500万円は、前年度と同額の計上でございます。

以上で、令和2年度八街市国民健康保険特別会計予算についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○加藤委員長

以上で、説明が終わりましたので質疑を許します。

○小高委員

312ページ、保健事業費の中で、節の12節の委託料、その中で、AI活用をしたという

項目がございます。

今、現年度から恐らくA Iの活用をしているとは思いますが、項目が、活用の仕方が若干違うのかなと思うところはあるのですが、現年中にA Iを活用して、現行で成果のようなものがあれば教えていただきたい。それによって、継続的にA Iを活用するということだと思うのですが、よろしく願いいたします。

○吉田国保年金課長

今、委員のおっしゃったとおり、本年度からA Iの方を活用させてということで、この健康診査の方の受診率向上ということで、事業を行ってきたわけですが、その成果からの一因と言えるかどうかわかりませんが、本年度、要は令和元年度の特定健康診査の受診者でございますが、2月1日現在で4千903人の受信をしていただきました。

ちなみに、昨年度の特定健診の受診者数が4千574人ですので、昨年よりもかなり検診を受けられた方は増加しているというところでございます。

○小高委員

また、今回の予算の計上の596万2千円という数字の積算方法というのは、どのようになっているのか、対象者数であったり、また今までの過去の受診件数から積算しているのか、また基本的な数字から追って行って積算されたのか、お伺いいたします。

○吉田国保年金課長

このA Iを活用した特定受診率の向上事業のところの予算の積算の方法でございますけれども、例えば通知の様式の作成費用であるとか、印刷、発送、それからその結果報告の作成業務と、いろいろと項目に別れておりまして、それぞれの項目ごとに積み上げた結果でございます。

○小高委員

A Iというのは、いわゆるコンピューターの優秀なものだというふうに思っているのですが、それを使った、いわゆる使用料ということではなくて、それが結果的な発送枚数であったり、通知枚数であったりというところで積算されているのですか。

○吉田国保年金課長

このA Iの勸奨の通知というのが、以前もご説明したかと思いますが、4種類ほどのパターンに分かれたような形の中でのものになるのですけれども、そういったものの作成費用、それからそれを発送してもらう費用まで、全て含んだ中での今回の委託費の計上でございます。

○小菅委員

312ページの、今、小高委員が質問されました上の委託料の特定健康診査の件でご質問させていただきます。

この特定健康診査はどのような種類の審査をされるのか、お伺いいたします。

○吉田国保年金課長

この特定健康診査というところの委託料の計上でございますが、これにつきましては、これまで千葉診療さんに委託して頼っております特定健康診査、いわゆる貧血だとか、腎機能の

項目の検査であるとか、あるいは心電図、眼底といったような、それぞれの決められた特定健康診査に係る費用、それから、これは令和元年度から予算計上の方をさせていただいておりますけれども、JAの方の組合員さんの方の検診の結果の提供をもらって、この特定健康診査の受診率の実績に加えるということで、予算計上をこの元年度にさせていただいておりますけれども、それと同様の経費を、この令和2年度につきましての計上をさせていただきました。

○小菅委員

もう1点ですが、次のページ、313ページ、保健衛生普及費の中で、これも委託料ですがジェネリック差額通知料というのがございます。

このジェネリックを使っていただけのようにということで、このような通知をされていると思うのですが、ジェネリックの使用状況はどうなのでしょう。

○吉田国保年金課長

本市におけますジェネリックの使用の割合でございますが、令和元年12月の時点におきまして、本市における使用率が79.0パーセントでございます。

ちなみに、県全体の数字としましては、78.2パーセントということでご報告の方をいただいております。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

○京増委員

それでは299ページ、国保税についてお伺いします。

前年度と比較しますと、9千758万4千円の減額なのですけれども、これについては加入者が減っているということがあると思いますけれども、ほかには何か原因があるのかお伺いいたします。

○吉田国保年金課長

今回の令和2年度の当初予算の編成時におけるこの減額につきましては、被保険者の減というのが、その主な理由でございます。

○京増委員

今回、新年度には低所得者に対する減免制度も始まったりしますし、それから昨年の台風被害で国保税が減免になったりする例もあると思うのですけれども、このあたりはどうなっているのかお伺いいたします。

○吉田国保年金課長

この当初予算の編成の際のこの税につきましては、これまでの税収の平均値といいますか、そういったものをベースにしながらその予算を積算していますので、今、委員の方からお話しのございました低所得者への、確かに今年度から始めますけれども、そういったことの件、あるいは昨年の台風被害による減収というものについては、今回の分の当初予算の段階では見込んでおりません。必要に応じて補正予算の中で、その際の税収の状況を見ながら、補正

予算の方で対応してまいりたいというふうに考えます。

○京増委員

では、299ページの国保税なのですけれども、この国保税収についてはまだ恒常的低所得者の方の減免になるものが入っていないということなのですが、もう何世帯ぐらいが対象になるとか、そういうことはわかっているのでしょうか。

○吉田国保年金課長

そこまでは、当然、相手方のこちらは申請といいますか、ご相談があって初めてそういった状況を調査した中での適用になれば減免という形になりますから、現段階でそういった世帯が何世帯あるのかということについては、こちらの方としてはつかんでいません。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

○京増委員

八街市の国保税の収納率は、県下最低クラスが続いておりますけれども、令和元年度の見込みはどのような状況でしょうか。

○吉田国保年金課長

今、委員からご指摘のとおり、本市の国民健康保険税の収納率というのは、県下でも低いというのは、当然承知しているところでございますが、令和元年度、本年度におけますその税収の状況ですけれども、1月の時点におきまして、その収納率が69.39パーセントでございます。

ちなみに、昨年同時期での収納率が67.41パーセントでございますので、昨年度から見ると若干ではありますけれども、その収納については上昇しているというふうに捉えております。

○京増委員

若干上がっているけれども、例年並みのような状況ということで見ていいのかなと思うのですが、ということは本当に八街市の市民の皆さんが所得と比べると、負担が重くてなかなか払いきれない、そういう状況だと思うのですけれども、滞納による短期保険証世帯、それから資格証明書世帯は令和元年度どのぐらいなのかをお伺いします。

○吉田国保年金課長

直近という数字ではないのですけれども、毎年5月末の時点で比較をしておりますので、数字的には古くなってしまっただけで申し訳ないのですけれども、要は令和元年の5月31日現在の数字で申し上げますと、短期保険証の世帯が1千254、資格証明書の世帯が200世帯でございます。

○京増委員

その中で、18歳までの子どもがいる家庭で、資格書、それから短期保険証が交付されている世帯はどのぐらいなのでしょう。

○加藤委員長

京増委員に申し上げます。

予算についての委員会ですので、その辺をよく理解して質問してください。

○吉田国保年金課長

18歳以下のお子様という、今のご質問だったと思うのですが、ただいま申しあげました、令和元年の5月31日時点での世帯をベースにした形でお答えをさせていただきますと、短期被保険者証発行世帯は1千254世帯、このうち18歳以下の子どもがいる世帯につきましては、237世帯でございます。

それから、資格証明書交付世帯が200世帯と申し上げた中で、18歳以下の子どもがいる世帯につきましては26世帯でございます。

○京増委員

私が高校生以下の子どもたちがいる、そういう世帯の滞納状況による通常保険証が交付されていないことについてお聞きしたのは、本当に収入がない子どもたちにまで均等割を納めなければいけない、そういうことが大きな問題ではないかというふうに思うわけです。それで、これは全国知事会、それから市長会においても、1兆円の国庫負担をとということで要求しております。

それで、これをきちんとやっていただいて、滞納しなくても済むような、そういう国保財政にしていかなければならないと思うのですが、市長にお伺いしますけれども、全国市長会でもたびたび要求していただいておりますが、この国保負担の増額についてはどのような状況になっているのか、お伺いいたします。

○北村市長

実は、国民健康保険制度につきましては、市長会で決議しておりまして、読み上げますと、国保の安定的、かつ持続的運営ができるよう、国保負担割合の引き上げなど、国保財政基盤の拡充、強化を図り、国の責任と負担において、実行ある措置を講じること、特に低所得者層に対する負担軽減策を拡充、強化するとともに、低所得者を多く抱える保険者への支援を強化することで決議しております。

○京増委員

本当に、そのように要求していただいているのですけれども、なかなか、それが実行されていないということで、八街市も、そして市民の皆さんも大変な苦勞をされております。

それで、私は今一番心配しているのが資格証明書でお金がないために病気になっても病院に行けないということなのですが。

○加藤委員長

京増委員、どのページのどこを指して質問しているのですか。

○京増委員

299ページの国保税収について、滞納の問題でやっています。一々滞納とは書いてありませんけれども、この収納率は、先ほどお聞きしましたけれども、収納率が県下最低クラスということは、滞納が多いということでお聞きしていると思います。

それで、お聞きしたいのですけれども、今回のコロナウイルスの問題では資格証でも保険証扱いになるということが、国から通知が来ていると思うのですが、そのことについてはもう対象者には知らせているのでしょうか。

○吉田国保年金課長

特にまだ、市の方からそういった周知というものをしているということはございませんけれども、当然、国の方から各医療機関などにその旨の通知は行っているかと思しますので、その点の処置については問題ないかと思えます。

○京増委員

この感染が広がりつつコロナウイルスについては、適切な検査や治療を受けられているかが心配されています。それで、厚生労働省は2月28日に資格証明書を交付された世帯が帰国者、接触者外来を受診した場合、資格証明書を短期保険証とみなすよう、そういう連絡をしているわけです。

○加藤委員長

京増委員、先ほどからお伝えしていますけれども、予算をやっているのですから、どこのページのどの行をやっているのか説明してください。これでは一般質問になっています。

○京増委員

滞納している方が、病院に行けない場合に。これは一般質問ではないです。

○加藤委員長

一般質問になっています。あなたの言っていることは。

○京増委員

感染者を増やさないようにしていくというところでは、この滞納者の方に対して、対応が必要だと思いますので、よろしくをお願いします。

それから、300ページの県支出金についてなのですけれども、保険者努力支援分についてお伺いします。保険給付等交付金が特別交付金、2節の保険者給付等交付金、この中に保険者努力支援分があるのですけれども、これはさまざまなことが加味されるようですが、例えば健診率の向上とかそういうことが加味されるようですが、前年度と同じよりもちょっと低い交付額ですが、今回の八街市が取り組むそういう内容についてお伺いします。

○吉田国保年金課長

この努力者支援制度につきましては、その取り組む内容そのものについて、令和元年度と2年度で大きく何か変わるかという、そういったことでは特にございません。

ただいま委員の方がおっしゃりましたように、この努力者支援制度につきましては、その評価する指標として、各健診の受診率であるとか、糖尿病の重症化の予防への取り組みであるとか、後発医薬品の促進の取り組みであるとか、さまざまな項目に従って評価をされて、それによって交付金がいただけるということでございます。

○京増委員

本来ならば、その自治体によって、努力しなければならない内容というのは、独自のものが

あると思うのですけれども、確かに健診なども大事な問題ですから、内容としてはいいのかもしれないけれども、八街市の新年度の努力目標というのは、何か特徴的なものは何なのでしょうか。

○吉田国保年金課長

もしよければ、この努力者支援制度の中の指標の中で、八街市としてまだ取り組めていないというのが、糖尿病の重症化予防への取り組みというのがまだできていないのが実情でございます。

ですので、この点の取り組みというのも、関係各課の方と連携をいたしまして、できるだけ早期に取り組み、実施に持っていきたいというふうに考えております。

○京増委員

その下の特別調整交付金についてなのですが、前年度はシステム改修の費用だったと思うのですけれども、今回はどういう内容なのでしょうか。

○吉田国保年金課長

今回、補正の方で今年度実施する予定だったところについては、できないので、補正で減して、その分を新年度に計上させていただきますという答弁をさせていただいたと思いますが、今回、そこのところに計上しています特別調整交付金につきましては、いわゆる予算、令和元年度の方で減額させてもらったものを、再度当初予算の方で計上させていただいたものがございます。

○加藤委員長

ほかに質疑ありませんか。

○山口委員

若干、質問させていただきます。

299ページからなのですが、被保険者が減っているということなのですが、厳密にはどれだけ減っているのかというのはわかりますでしょうか。

○吉田国保年金課長

国民健康保険の被保険者の総数で申し上げますと、平成30年度、要は平成31年の3月末でいきますと、被保険者の総数が2万522人に対しまして、一番直近で申し上げますと、この令和2年1月末の段階で、被保険者総数については、1万9千952人という形で、減少しているということでございます。

○山口委員

わかりました。次に308ページの一般被保険者高額療養費負担金につきまして、ここは増になっているということですね。基本的には減っている中で、ここが増になるというのは、どのような経緯から増になったのか、お伺いします。

○吉田国保年金課長

保険者数は減っているのですけれども、一人あたりにかかる医療費、高額の医療を受ける方が増えてきているといったところで、どうしてもここの医療費については増という形になり

ます。

○山口委員

国の方でも、さまざまな医療が発達して、認証されている、多分ここが、もし本当の高い薬とか、そういったところがここに入ってくるのかなというふうに思いますので、その対応も、またよろしく願いいたします。以上です。

○京増委員

今の山口委員の質問にありましたけれども。

○加藤委員長

ページ数は何ページですか。

○京増委員

307ページから8ページです。保険給付費です。

保険給付費については、約2億300万円の減額、これは被保険者が減っているということなのですが、一人ひとりの医療費が減っているわけではないということで、高額療養費が増えているというような説明がありましたけれども、具合が悪かったら、早期に病院にかかることができるのと、そして保険事業もしっかりと充実させていくということが、重症化させない、そういう方向になると思うのですが、今後、重症化しないような方向というか、そういうのを考えておられるのか、お伺いいたします。

○吉田国保年金課長

重症化させないというための、その1つとして、特定健診をこちらの方としても実施をしているわけですし、その受診率を上げるためにも、令和元年度からAIを使った受診率の向上事業と言うものも始めさせていただきましたし、またJAからのそういったデータの提供を受けて、必要にしてそういった指導もしていくというところを行っているところでございます。

まだ、取り組めていない事業も多々ございますので、関係課の方と連携を取るようにしまして、なるべくそういった、まだ実施できていない事業につきましては、なるべく早い段階で実施に向けて検討してまいりたいと考えております。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

最初に、反対討論の発言を許します。

○京増委員

それでは、議案第19号、令和2年度八街市国民健康保険特別会計予算に対して、反対討論をさせていただきます。

新年度予算において、まだはっきりとわかっておりませんが、恒常的低所得世帯者に対する減免制度を開始することは、市民の命と暮らしを守る第一歩として歓迎いたします。

詳しくは、早急に示していただきたいと思います。

八街市では、国保税の減額世帯が増えております。

所得が100万円未満世帯の滞納割合が増えています。収入が増えず負担増で生活が苦しくなっており、恒常的低所得世帯に対する国保税の減免が実施されるのは、大変喜ばしいことであり歓迎いたします。

本市の国保財政は、国保世帯数・率ともに減少する中で、給与や預貯金、生命保険とも差し押さえる徴収強化が進められています。

そういう中でも収納率は県下最低クラスが続いております。滞納の原因は、所得に関係なく子どもを含め、家族が増えるほど国保税が高くなる国保制度にも原因があります。国保税を滞納すると有効期間が短い短期保険証や病院窓口で医療費10割全額を払わなければならないため、滞納者を医療から遠ざける資格証明書が交付されます。18歳までの子どもがいる世帯のうち、令和元年5月現在、短期保険証は237世帯に交付され、資格証明書は26世帯に交付されました。子育て中の世帯への対応について、子育て支援策として収入がない子どもの均等割、減免実施を求めます。

本市においては、短期保険証及び資格証明書の交付世帯数、率ともに減っておらず、横ばい状態状況が続いています。滞納に対するペナルティとして、病院に行くことをためらわざるを得なくする証明書の交付によって、今感染が広がりつつあるコロナウイルスの適切な治療や検査を受けられるのか大変心配です。

厚生労働省は、2月28日、資格証明書を交付された世帯が、帰国者・接触者外来を受診した場合、資格書を短期保険証とみなすよう連絡しています。ぜひ、本市でも適切で早急な対応を求めます。今後もコロナウイルスのような事態が起きる可能性は否定できません。早期の受診を可能にするためにも横浜市などのように、短期保険証や資格証明書の交付中止を求めます。

政府は、国保への財政支援として、保険者努力支援制度を作り、予防・健康づくり支援を実施しております。しかし、令和2年から支援どころかペナルティ措置を導入し、法定外繰入を続けている場合、交付金を減らす仕組みも作ります。

高過ぎる国保税を引き下げるために、自治体の実施する公費繰入に対し、ペナルティを課すなどとんでもありません。全国知事会や全国市長会は、持続可能な社会保障を作るため、協会けんぽ並みにと、1兆円の国庫負担をたびたび要請しています。

国庫負担増を早急を実現するため、全国市長会で引き続き要望するよう求めます。保険給付のうち、高額療養費は増額です。特定健康診査事業等を充実し、受診率向上を目指すように、さらに求めたいと思います。

保健衛生への取り組み、普及活動に対する強化を求め、この議案第19号に反対をいたします。

○加藤委員長

次に、賛成討論の発言を許します。

○小菅委員

議案第19号令和2年度八街市国民健康保険特別会計予算について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

少子高齢化の進行、就業構造の変化などに対応するため、平成30年4月から国民健康保険制度の広域化がスタートし、県が財政運営の責任を担い、医療費を県内全域で支え合うようになりました。

しかし、国民健康保険を取り巻く環境は依然として厳しく、一人あたりにかかる医療費は年々増加する傾向となっております。

国民健康保険特別会計につきましては、加入者の減少と昨年の台風15号、19号及び21号による災害により、保険税収入の減少が見込まれ、厳しい財政運営となり、県からの交付金についても減少となっている中、医療費の適正かつ効率的な運営を図るため、マイナンバーカードと保険証一体化による、オンライン資格確認導入に向けた整備、保健事業においては、特定健康診査の受診率向上に向けた、JA組合員の健診データ提供費用と人工知能を活用した健診未受診者に対する受診勧奨にかかる費用を昨年度同様に計上した予算編成となっております。

国民健康保険を、安定的で持続可能なものにするために、国保担当者におかれましては、保険者としての責務を十分認識しつつ、引き続き、市税等徴収対策本部を中心に、徴収率向上に向けた施策を展開し、医療費適正化に努めていただき、より安定した国保事業の運営に取り組んでいただけるものと期待し、令和2年度八街市国民健康保険特別会計予算について、賛成するものであります。

○加藤委員長

ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから議案第19号、令和2年度八街市国民健康保険特別会計予算についてを採決します。この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

○加藤委員長

起立多数です。議案第19号は原案のとおり可決されました。

議案第20号、令和2年度八街市後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

○吉田国保年金課長

議案第20号、令和2年度八街市後期高齢者医療特別会計予算につきましてご説明いたしま

す。

予算書の29ページをごらんください。

令和2年度当初予算におきまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、7億641万円と定めるもので、前年度と比較し、8千700万7千円、14.0パーセントの増でございます。

これは、被保険者の増加に伴いまして、歳入においては保険料が、また歳出においては広域連合への負担金が増額となったことによるものでございます。

それでは、事項別明細によりご説明申し上げます。

予算書の325ページをごらんください。

初めに、歳入でございますが、1款、1項後期高齢者医療保険料は、保険料率の均等割を一人あたり年額4万3千400円、所得割を8.39パーセントで試算し、5億5千12万7千円を計上いたしました。前年度と比較いたしますと、7千798万2千円、16.5パーセントの増でございます。

内訳としましては、1目特別徴収保険料が、3億980万8千円、2目普通徴収保険料が、2億4千31万9千円でございます。

2款繰入金、1項一般会計繰入金、1億4千988万3千円は、一般管理費や賦課徴収費分としての1目事務費繰入金475万8千円と、低所得者等の保険料軽減分を公費で補填する、2目保険基盤安定繰入金、1億4千512万5千円で、前年度と比較いたしますと872万7千円、6.2パーセントの増でございます。

3款1項1目繰越金は、令和元年度からの繰越見込額として200万円を計上いたしました。

326ページに移りまして、4款諸収入のうち、1項延滞金、加算金及び過料、1目延滞金は、保険料滞納延滞金として1千円の存目計上でございます。

2項1目雑入、439万9千円は、保険料額決定通知の作成、発送の業務委託費でございます。賦課徴収帳票等作成業務受託費、千葉県後期高齢者医療保険料過年度還付金、人間ドック事業などに対します広域連合からの長寿健康増進事業補助金などがございます。

次に、歳出でございますが、327ページをごらんください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、各申請書や決定通知等の郵送に係ります経費、及び人間ドック等の助成として、314万2千円を、また2項1目徴収費は、保険料の賦課徴収に要する費用として、351万3千円を計上したものでございます。

328、329ページに移りまして、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、6億9千725万4千円は、市が徴収した保険料と保険料軽減分でございます。基盤安定繰入金の合計額を千葉県後期高齢者医療広域連合へ納付するもので、前年度と比較し、8千631万2千円、14.1パーセントの増となっております。

3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金は、前年度と同様、1目保険料還付金に過年度分の保険料過誤納付還付金として150万円、また2目還付加算金に1千円を計上いたしました。

4款1項1目予備費も前年度と同様、100万円の計上でございます。

以上で、議案第20号、令和2年度八街市後期高齢者医療特別会計予算についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○加藤委員長

以上で、説明が終わりましたので、質疑を許します。

○小高委員

それでは、伺います。医療費適正化に関する件で、高齢者の低栄養防止重症化予防等推進には、どのように努めているか、またジェネリック医薬品の周知はどういうふうに行っているのかをお伺いいたします。

○吉田国保年金課長

ただいま、委員の方でお話ございました件につきましては、特に市の方では実施しておりませんので、県の方で行っている事業ということで、特に市としては実施しておりません。

○小高委員

すみません、今、県の資料なのですけれども、実は、県のやる事務、連合会がやる事務と、あと自治体、関係市町村がやる部分というのは別れている中から、今質問させてもらっているのです。それで、恐らく県が同時にそれは連合会としてやっているのかもしれないのですけれども、その周知のパンフレット等がきたときには、恐らく市町村がそれを貼るとかはしなくてはいけない、周知しなくてはいけない。そういうふうなことが、今うたわれているのです。

そこから、今お伺いしていますが、だから、何らかのことを広域がやるだけではなくて、市町村がやらなくてはいけない、一応そういう資料から説明させていただいていますが。

○吉田国保年金課長

大変申し訳ございませんでした。今、委員の方からおっしゃられましたとおり、当然市の方に、そういったパンフレット、あるいはそういったチラシ、ポスターのようなものが当然くれば、市の中でそういったものを提示したりとか、パンフレットについてはその被保険者の方の方に、何かの際に一緒にお送りするという周知の方はさせていただきます。

○小高委員

同じような項目の中にも、1つの電算システムに関する事務ということで、広域の部分が負担するところは、情報セキュリティ対策を徹底して、住民、個人情報を図ります。また、市町村の部分でも同様に保護を図りますというような部分がございます。今回、予算の中にはシステムアップであったり、更新は入っているのでしょうか、その保護に対しての強化はしっかりとしていただきたいと思いますと思いますが、その点はこの予算書ではどうなっているのか、お伺いいたします。

○吉田国保年金課長

市の方のシステムの中で、特にそういった更新とか、そういった何か解消しなければならぬというところが、特にございませんので、そういった予算につきましては、特に計上して

ございません。

○小高委員

それですと、あと県の方では葬祭費が計上されています。

僕が広域に行っている時に、葬祭費が出ている自治体が全てではなかったです。

八街市の場合には、広域の方からの葬祭費の関係はどうなっているのか、わかればお伺いいたします。

○吉田国保年金課長

本市におきましては、市の方で受け付けの方をいたしまして、それを広域の方に送達して、広域の方から支払いがなされるという形になります。

○小高委員

それと、健康診査委託料という項目は、県の方で計上されています。

それで、各市町村で配分されていると思うのですが、それを活用しての人間ドック、一般的な人間ドック、脳ドックを考えているのか、特に一般の国保と違って、後期高齢者に対して、検診を強く呼びかける部分とか、何か違いがあるのであれば教えてください。

○吉田国保年金課長

国保の方で行っております特定健診のようなものにつきましては、本市では直接連合会の方と、うちでいうところの健康増進課の方で、その辺委託契約しまして、健康増進課の主管として、後期高齢者に関する検診について行っております。

また、国保年金課の方の班の方といたしましては、当然その人間ドック、脳ドックの助成というものについては、連合の方からの歳入をいただいて、市の方でその事業を実施しています。

○加藤委員長

ほかに質疑はございませんか。

○京増委員

325ページ、後期高齢者医療保険料について、お伺いします。

先ほど、説明がありましたけれども、令和2年度、3年度の保険料率は均等割が4万3千400円に、所得割率は8.39パーセント、一人あたりの平均保険料は年額で7万9千441円と、5千91円増えるというようなそういう説明があったと思うのですが、八街市は今までもこの間保険料を納めきれない方が多い状況でしたけれども、この引き上げによって保険料の収納率はどのくらいを見込んでいるのか、お伺いします。

○吉田国保年金課長

今、委員の方からお話ありましたとおり、今回、2年に一度の見直しというところでごいまして、均等割、所得割の方が今回上がると。八街市におきましても、令和元年度の当初賦課ベースで一人当たりの平均保険料の年額というものを仮に見てみますと、約5万3千900円であったものが、6万1千600円、概ね約7千円からの増額が見込まれるところです。これは、あくまでも平均化した場合です。ですので、かなりこれまでよりもその保険料とい

うものがこれまでになく大幅に上がるということもございますので、その保険料の収納というものにつきましては、これまで県の方でも多分98パーセントぐらいの高いところにその目標というのを設定しているかと思いますが、従来から八街市の保険料の収納率というのは低い状況が続いておりますので、今回の引き上げというものは少なからず、本市においても収納率に大きな影響は与えるものだと考えています。

○京増委員

今までも、高くて払いきれなかったとそういう問題があるんですが、この新年度、さらに引き上げられて大変なことになると同時に、今度の新年度にはもう今まで低所得者に対して特例軽減措置、保険料の特例軽減措置が実施されていまして、これもなくなると。二重の負担増になるわけです。所得が低い方にとって、今回の次期制度の保険料値上げ、そして特例軽減措置がなくなることによる値上げ等、これを合わせると保険料は何倍ぐらいになるのか、お伺いします。

○吉田国保年金課長

保険料のベースというものの、先ほど申しあげましたように、この令和元年度の当初賦課ベースで積算をしてみますと、平均保険料はこれまで概ねならした場合に5万3千900円が今回のその均等割、あるいは、所得割率の引き上げによって6万1千600円ぐらいまで上がるかなという見込みをたてています。ですから、概ね約7千700円程度、平均で見た場合にこの保険料が増額となる見込みであるというように見込み額についてとらえています。

○京増委員

今までも払いきれない保険料がさらに払えなくなるということだと思いますけれど、八街市では皆さんの努力によって保険料を滞納していても短期保険証は交付されないということで、その努力は本当に認められるんですけど、後期高齢者医療保険料を滞納することによって、例えば、何かのペナルティがあるんでしょうか。年金の差し押さえとか、そういうものがあるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○吉田国保年金課長

後期高齢者医療は保険料でございますので、特に滞納があるということでのペナルティというものは特にございません。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

最初に、反対討論の発言を許します。

○京増委員

それでは、議案第20号、令和2年度八街市後期高齢者医療特別会計予算に対する反対討論

をさせていただきます。

平成20（2008）年4月に創設された後期高齢者医療制度は、制度見直しのたびに高齢者の負担を増やしてきました。本市において保険料収納率はこの間、県下ワースト1が続いています。平成28年度の収納率は96.09パーセント、平成29年度は95.83パーセントと、県による平成28年度、平成29年度の保険料予定収納率は99.25パーセントでしたが、これを大きく下回っているだけでなく県下ワースト1でございました。新年度は、令和2、3年度の一人当たり平均保険料を5千91円増額し年額7万9千441円に、6.85パーセントもの引き上げ予算となっています。令和2、3年度の保険料予定収納率を99.41パーセントと県は前期より引き上げております。しかし、医療費増大、年金引き下げに加え、消費税増税などにより高齢者の生活が苦しくなっている中、均等割額の引き上げと国の軽減特例の見直しによって低所得者ほど負担増になります。重すぎる低所得者に対する値上げ、負担増は保険料の滞納を増やすことにつながります。高齢者の生活実態を顧みない負担増は断固認めるわけには参りません。新年度の保険料総額は約5億5千13万円で前年度と比較すると7千798万円の増額です。

保険料を払えず滞納になるのは、年金が年額18万円未満などの普通徴収の人が主です。後期高齢者医療保険料を滞納している人がちゃんと通院できるのかどうか。そういうこともきちんと調べていただきたいと思います。

75歳以上の高齢者を74歳以下の人と切り離す後期高齢者医療制度創設時に当時の厚労省課長補佐は、「医療費が際限なく上がっていく痛みを高齢者に直接感じてもらう」と言い放ち、国民の反対を押し切って導入しました。高齢者が増えるほど保険料が上がり、病院から遠ざけられる制度は、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とうたっている憲法25条の精神に反していると言わざるを得ません。値上げをやめるため、県に対し、財政支援を要請していただきたいし、また、保険料抑制に有効な財政安定化基金の活用を求めるとともに、制度の廃止を求め反対をいたします。

以上です。

○加藤委員長

次に、賛成討論の発言を許します。

○小高委員

議案第20号、令和2年度八街市後期高齢者医療特別会計について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

後期高齢者医療制度は、平成20年度の創設以来、高齢者の方々が安心して医療を受けられる仕組みとしてさまざまな取組がされてきました。広域連合でもさまざまやっていますが、この制度は75歳以上の方、また、65歳以上、75歳未満で一定の障がいのある方を対象する医療制度でございます。千葉県内でも被保険者数は後期高齢者医療制度発足当時の平成20年4月は49万2千人でしたが、平成28年4月には70万1千人と年々増加を続けており、被保険者一人当たりの年間医療費は平成20年度の75万4千円から平成27年度の

82万2千円に増加しています。今後とも安定的に制度を運営できるよう取り組んでいかななくてはなりません。

そのためには、医療適正化に資するべく、市としてもジェネリック医薬品の周知を図ったり、また、広報においては住民からの相談にしっかり対応したり、また情報のセキュリティに関しましても、対策は徹底して住民個人の情報の保護を図っております。

制度の改正については、以前には広域連合は国に対しまして、1割負担の堅持を要望もしておりました。また、今後ともさまざまな県は要望をしていくという指針も出ております。その中でしっかりと後期高齢者特別医療会計は堅持していかななくてはなりません。市としても葬祭費を支給しております。

また、各種健診におきましても、健康診査、委託料のもとに人間ドックの助成であったり、また、県として歯科健康審査等にも着手しておるところもございます。また、今回の制度ですが、均等割は増えてしまいました。令和2年、令和3年度の保険料率は均等割が今まで4万1千のところから4万3千400円、所得割が7.89パーセントのところから8.39パーセントに一人当たりで7万4千350円が5千91円増の7万9千441円となる方向でございます。その中で均等割と所得割の比率は46.54パーセントという数字も出されておりますが、その中で若干ではございますが、均等割の2割、5割軽減対象の拡大はなされました。

それらをもってしても、特別会計には賛成する立場として保険料の均等割の軽減特例について、それらも示させていただいた中で続けさせてもらいますと、保険料の均等割軽減特例については、平成29年度から段階的な見直しにより、令和2年度からは軽減特例の財源である国庫補助金が昨年10月から廃止され、保険料の8割軽減が本則の7割軽減となってしまいます。しかし、介護保険軽減の拡充などで被保険者の負担増とならないように配慮がされ、歳出についても被保険者等の急増により、保険者である広域連合への負担金が増加する中、引き続き、人間ドック等助成のための予算も確保し、医療費の削減や健康保持のための努力が伺えます。保険料の収納が低迷する中ではありますが、対象者である高齢者の生活実態の把握に努め、今後とも安定した制度の継続に向け、適切な業務遂行を図っていただけるよう要望し、令和2年度八街市後期高齢者医療特別会計予算について、賛成するものであります。

○加藤委員長

ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから議案第20号、令和2年度八街市後期高齢者医療特別会計予算についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

○加藤委員長

起立多数です。議案第20号は原案のとおり可決されました。

会議中ですが、ここで10分間休憩いたします。

再開後は、議案第21号の審査を行いますので、関係する職員以外は退席していただいて結構でございます。

(休憩 午後2時22分)

(再開 午後2時31分)

○加藤委員長

再開します。

休憩前に引き続き会議を行います。

議案第21号、令和2年度八街市介護保険特別会計予算についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

○田中高齢者福祉課長

それでは議案第21号、令和2年度八街市介護保険特別会計予算につきまして、ご説明いたします。予算書の35ページをごらんください。

第1条では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出、それぞれ49億3千154万円と定めるものでございます。

前年度と比較しますと、1億4千78万2千円、2.9パーセントの増でございます。第2条では地方自治法第220条第2項、ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合について定めるものでございます。

それでは、歳入歳出につきまして、事項別明細によりご説明いたします。

予算書の335ページをごらんください。

始めに、歳入でございますが、1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料、13億2千370万9千円は、前年度と比較し、2千367万6千円、1.8パーセントの減でございます。これは、低所得者の保険料の第一段階から第三段階までの保険料が軽減されることに伴う減でございます。

2項分担金及び負担金、1項負担金、1目包括的支援事業任意事業利用者負担金、180万円は前年度と同額であり、退職サービス事業の個人負担金でございます。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金、8億1千780万4千円は前年度と比較し、3千24万円、3.8パーセントの増であり、現年度分介護給付費負担金でございます。

336ページに移りまして、2項国庫補助金、1目調整交付金、2千216万8千円は前年度と比較し、1千554万2千円、234.6パーセントの増でございます。

2目地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業分は3千218万6千円、3目地域支援事業交付金、包括的支援事業・任意事業分は2千126万9千円、4目地域支援事業交付金、包括的支援事業社会保障充実分は20万6千円の計上で介護予防日常生活支援総

合事業に係る国の負担率は25パーセント、包括的支援事業・任意事業分及び包括的支援事業社会保障充実分に係る国の負担率は38.5パーセントでございます。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、12億4千713万円は前年度と比較し5千392万9千円、4.5パーセントの増であり、社会保険診療報酬支払基金からの介護給付に対する交付金でございます。2目地域支援事業支援交付金、3千600万8千は前年度と比較し、377万円、11.7パーセントの増であり、介護予防日常生活支援総合事業に係る交付金でございます。

337ページに移りまして、5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金、6億8千337万円は前年度と比較し、3千467万8千円、5.3パーセントの増であり、現年度分介護給付費負担金でございます。

2項県補助金、1目地域支援事業交付金介護予防・日常生活支援総合事業分は1千609万2千円、2目地域支援事業交付金包括的支援事業・任意事業分は1千63万4千円、3目地域支援事業交付金包括的支援事業社会保障充実分は10万3千円の計上で介護予防日常生活支援総合事業に係る県の負担率は12.5パーセント、包括的支援事業・任意事業分及び包括的支援事業社会保障充実分に係る県の負担率は19.25パーセントでございます。

4目介護施設等整備事業交付金は、755万1千円、小規模多機能居宅介護事業所の整備事業に伴う補助金でございます。

338ページに移りまして、6款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金は介護給付費準備基金積立金利子1千円を存目計上するものでございます。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金、5億7千737万3千円は前年度と比較し、2千496万9千円、4.5パーセントの増であり、介護給付費に係る市の負担分でございます。2目地域支援事業繰入金、介護予防・日常生活支援総合事業分は、1千609万2千円を3目地域支援事業繰入金包括的支援事業・任意事業分は、1千63万4千円を4目地域支援事業繰入金包括的支援事業社会保障充実分は10万3千円をそれぞれ計上するものであり、地域支援事業に係る市の負担分でございます。5目低所得者介護保険料軽減繰入金4千101万3千円は前年度と比較し、2千885万3千円、237.3パーセントの増であり、介護保険の第一号保険料の低所得者軽減強化に伴い、市町村民税非課税世帯のうち、第一段階から第三段階の方を対象とした軽減分に対する繰入金でございます。6目その他繰入金、6千57万円は事務費等に対する市の負担分でございます。

339ページに移りまして、2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金は、1千円を存目計上するものでございます。

8款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目第1号被保険者延滞金、2目第1号被保険者加算金、3目過料はそれぞれ1千円を存目計上するものでございます。

340ページに移りまして、2項雑入、1目第三者納付金、2目返納金につきましては、それぞれ1千円を存目計上するものでございます。3目雑入、471万8千円は前年度と比較し84万円、15.1パーセントの減であり、国保連から市地域包括支援センターが行った

介護予防ケアマネジメント事業に要した事業費収入が主なものでございます。

9款繰越金、1項繰越金、1目繰越金は前年度と同額の100万円の計上でございます。

次に、歳出でございますが341ページをごらんください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、3千239万6千円は前年度と比較し、1千380万1千円、29.9パーセントの減となっております。

342ページをごらんください。

2項徴収費、1目賦課徴収費、618万8千円は前年度と比較して68万3千円、12.4パーセントの増となっております。これは納付書等の印刷製本費及び郵送料が主なものでございます。

343ページをごらんください。

3項介護認定審査会費、1目介護認定審査会費、2千292万円は介護認定審査会委員報酬及び主治医意見書記載手数料が主なものでございます。

予算書344ページにまたがりませんが、2目認定調査等費、671万8千円は認定調査事務に係る経費及び調査に使用する車両の購入費が主なものでございます。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目介護サービス等諸費、42億2千382万9千円は、前年度と比較して1億9千418万、4.8パーセントの増であり、要介護1から5までの認定者が利用した介護保険サービスの保険給付に要する経費でございます。

345ページをごらんください。

2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス等諸費、8千536万8千円は前年度と同額となっております。これは要支援1、2の認定者が利用する介護予防サービスの保険給付に要する経費でございます。3項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス費、9千200万円は前年度と比較して549万2千円、6.3パーセントの増額であり、要介護認定者が利用する介護サービスに係る自己負担の額が一定の限度額を超えたとき、支給するものでございます。

2目高額介護予防サービス費、10万円は前年度と同額で要支援認定者が利用する介護予防サービスに係る自己負担額が一定の限度額を超えたときに支給するものでございます。

346ページをごらんください。

4項高額医療合算介護サービス等費、1目高額医療合算介護サービス費、1千84万円及び2目高額医療合算介護予防サービス費、10万円は前年度と同額の計上で各医療保険における世帯内で1年間の医療費及び介護サービス費に係る自己負担額が著しく高額になった場合に一定の上限額を超える部分について給付を行うものでございます。

5項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス等費、2億357万3千円は前年度と同額でございます。これは、施設入所者が通常負担する食費や居住費に関し、低所得者に負担上限を設け、標準負担額との差額を補足給付するものでございます。

347ページに移りまして、6項その他諸費、1目審査支払手数料、320万2千円は介護給付費請求書等の審査支払手数料でございます。

3款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費、1目介護予防・生活支援サービス事業費、1億2千708万3千円は前年度と比較し、1千264万8千円、11.1パーセントの増となっております。これは、居宅介護支援事業所に委託した要支援認定者の介護予防ケアマネジメントに要した費用及び訪問型サービス、通所型サービスの利用に要した経費を負担金として国民健康保険団体連合会に支出するものです。

348ページに移りまして、2項一般介護予防事業費、1目介護予防事業費、591万9千円は前年度と比較し、135万2千円、29.6パーセントの増となっております。これは要介護状態等になることを予防するために行う、介護予防運動教室や介護予防講演会等に要する経費でございます。

349、350ページにかかりますが、3項包括的支援事業費・任意事業費、1目包括的支援事業費・任意事業費、5千704万6千円は前年度と比較し1千306万5千円、18.6パーセントの減となっております。これは配食サービス業務やおむつ支給業務の委託料及び南部地域包括支援センターの業務委託料が主なものでございます。

4項包括的支援事業費社会保障充実、1目包括的支援事業費社会保障充実分、53万6千円は前年度と比較し、35万2千円、39.6パーセントの減となっております。包括的支援事業費のうち、在宅医療・介護連携推進事業、認知症総合支援対策事業に要する経費でございます。

351ページに移りまして、5項その他諸費、1目審査支払手数料、36万6千円は介護予防日常生活支援総合事業に係る支給費、請求書等の審査支払手数料でございます。

4款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金、5千35万5千円は介護給付費準備基金に積み立てをするものでございます。

5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目償還金及び還付加算金、200万円は前年度と同額の計上でございます。

352ページに移りまして、2項延滞金、1目延滞金は1千円の存目計上でございます。

6款予備費、1項予備費、1目予備費は前年度と同額の100万円の計上でございます。

以上で、令和2年度八街市介護保険特別会計予算の説明を終了いたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○加藤委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。

○小高委員

それでは、343ページ、総務費のうちから介護認定審査会費をお伺いいたします。以前から聞いているんですけど、認定審査に関する日数が決まっている中、かなり遅延が見られる話もございます。現在、様子というよりも改善のために来年度予算はどういうふうに組んでどう考えているのか、お伺いいたします。

○田中高齢者福祉課長

現在、法で決められた30日以内に認定をするという事業、内容なんですけど、認定率が大変

遅くなっている状況でございます。これにつきましては、認定調査員のスキルアップということで来年度も研修を行ったり、また、事業の効率化できるところにつきましては、担当課内部で常に話し合っております。また、医師の意見書、この遅延も大きな理由の1つであります。医師会の方にも図るような形で今後もより短い期間で認定ができるように努めてまいりたいと考えております。

○小高委員

医師会の方の意見書が非常に大切な恐らくウエイトを占めていると思います。ぜひとも、連携をしっかりとっていただいて対応していただきたいと思います。

続きまして、344ページの保険給付費についてお伺いいたします。18節の介護サービス等諸費は要介護1から5までのサービスというお話がございましたけど、要支援の方のサービスの項目というのはどこにあるのか、お伺いいたします。

○田中高齢者福祉課長

要支援の方につきましては、その下の2項介護予防サービス等諸費の中に介護予防というところにつきましては、要支援1、2という方の対象となっております。

○小高委員

ありがとうございます。

続きまして、349ページ、12節委託料の中で配食サービス業務、360万がございます。半分は恐らく利用者が負担していただけていると思うんですけど、本来、配食すべき人数であったり、実際のカバー率であったり、その配食の様子等、次年度はどういうふうになるのか。現状でもいいです。現状がこうで来年度も継続してということだと思ふので、どういう形態をとって、どのくらいの人たちに提供されているのか。希望者だと思ふんですけど、カバー率みたいのも、もしデータみたいのがあればお示しいただきたいですが。

○田中高齢者福祉課長

配食事業につきましては、令和元年度が132世帯、実人員が151人を対象としております。こちらにつきましては、高齢者のみの世帯、あるいは、高齢者単身世帯、二人以上世帯を対象にしておりまして、健康保持と安否確認を目的に週1回昼食を配達している状況でございます。

○小高委員

これは希望者だけですか。申し込んでもらった希望者だけなのか、単身世帯はもっとたくさんあると思ふんですけど、またその辺の呼びかけみたいのはどのようにするのか、お伺いいたします。

○田中高齢者福祉課長

事業の周知につきましては、年度始めに回覧等を行って事業を周知している状況でございます。また、こちらにつきましては、実際、負担金をいただくような形になっておりますので、希望者のみということでやっております。

○小高委員

続いて、同じく12節で南部地域包括支援センター業務、3千253万6千円がございませう。私思うに総務費のうちから出ていくのかなど。また、管理費だけなのかというようなところをいろいろ考えたんですけど、この3千253万6千円、一行ですけど、この内訳をご説明いただきたいんですけど。

○田中高齢者福祉課長

こちらにつきましては、市の地域包括支援センターと同じで、各職保健師、主任ケアマネジャー、あるいは、社会福祉士、社会福祉主事、こちらは2名ずつ配置し、合計6人配置しております。その中で高齢者の相談業務であったり、ケアプランの作成等を行っており、市の地域包括支援センターとほぼ同じような事業を行っている状況でございます。

○小高委員

そしたら、もう少し具体的に職員費だったり、共済費だったりで計上した方がいいんじゃないかと思ひます。こういう形しかとれないですか。

○田中高齢者福祉課長

こちらにつきましては、複数年の委託契約ということで締結しておりますので、各年度で金額を決めて委託している状況でございます。

○栗林委員

お尋ねします。ページでいう343ページの介護認定審査会費なんですけど、先ほど、小高議員の方から期間の方は質問があつてお答えいただいたんですけど、実際、申請者がどのぐらいいらっしゃって、その中で認定等になる方等の状況等がわかれば教えていただきたいと思ひます。

○田中高齢者福祉課長

認定申請の方は、令和2年の1月末現在で1千908人の申請が出ております。

○栗林委員

ありがとうございました。

それで、審査等をして要介護かどうか認定がおりるかと思ひんですが、例えば、その前申請して実際、何人ぐらゐ認定されているかとかいうのがわかれば。

○田中高齢者福祉課長

令和元年度ですけども、先ほどの数字は令和元年度でございました。訂正させていただきます。令和元年度の申請件数が1千908件で実際に認定になった件数が1千888件でございます。

○栗林委員

ありがとうございました。

もう1点質問させていただきます。ページで348ページなんですけれども、一般介護予防事業費なんですけど、高齢者の数が増えているので予算的にも増額になったなというふうには理解するんですけど、実際に今年度予定している介護予防等の講習等、こういうことを新たに積極的に行っていきたいというところがありましたら教えていただければと思ひます。

○田中高齢者福祉課長

介護予防運動教室なんですが、介護保険料の上昇を抑制するというのを一番に考えておりまして、今年度につきましては平成30年度から比較しますと平成30年度は教室の方はいすでらくらくエクササイズ教室と尿漏れ予防教室、この2教室をやっておりました。今年度、元年度なんですが、元年度はそれに加え、フラダンス教室や認知症予防教室、ヨガ教室、アクビクス教室、エアロビストレッチ教室、ピラティス教室などを増やして行っております。また、来年度につきましては、これにさらに水中ウォーキング教室やストレッチ体幹教室を増やしていきたいと考えております。

○栗林委員

ありがとうございました。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

○京増委員

それでは、335ページ、介護保険料についてお伺いします。申し訳ありません。

先ほどの説明では、2千367万6千円の保険料減収については、低所得者の保険料軽減が原因だということでした。低所得高齢者に対しての保険料軽減は私は大変大事なことだと思うんですけど、ただ、今回は先ほど審議しました後期高齢者医療保険料の方では低所得者に対する軽減特例措置がなくなるということによって本当に、これ、差し引きどの程度の減額になるのかということをお伺いします。それでお願いしますけれども、第一段階、第二段階、第三段階までそれぞれ差し引きでどれぐらいの軽減になるのか、そういう計算はされておりますか。

○田中高齢者福祉課長

まず、第一段階につきましては、現在0.5のところを0.45に軽減されておまして、それが昨年の10月から0.375の掛率まで軽減されております。合計額で言いますと、7千900円となっております。第二段階につきましては、0.75のところを0.625に軽減されております。こちらにつきましても差引額が7千900円の同額となっております。第三段階につきましては、0.75が0.725に金額につきましては、1千600円の減額となっております。

○京増委員

後期高齢者医療保険料の方で軽減措置がなくなつての差引の計算ですか。お伺いします。

○田中高齢者福祉課長

申し訳ございません。これは介護保険料の軽減分でございます。

○京増委員

私は自分でどのぐらい負担が減るのかなと自分なりの計算をしたんですが、第一段階では1千240円減額、第二段階では7千600円減額、第三段階では5千400円増える計算なんです。これは私、あとでぜひ確認をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひい

たします。

今回、消費税増税に伴う低所得者の介護保険料減額をしていくということですから、本当に減額にならなかつたら意味がないと思うんです。今までも低所得の方々の高齢者の生活は本当に厳しいということは全国で問題になっておりました、こういう軽減なども考えられていると思うんです。ですからトータルをして、負担を減らしていくとそういう方向でやっていかなかったら高齢者の暮らしを支えることはできないと思いますので、そのところは私はそうならないように思います。

それで、八街市の保険料、介護保険料収納率も本当にワースト1が続いておりますが、普通徴収の方々の滞納が多いわけですけど、八街市の普通徴収の割合というのは県内ではどのような何番目ぐらいの状況なのか、お伺いします。

○田中高齢者福祉課長

最新のデータというのは持ち合わせてございませんが、平成29年度の状況ですと普通徴収者の割合は八街市は千葉県内では一番多くなっておる状況でございます。

○京増委員

普通徴収が多いということは、収入が低いから原則的には普通徴収になるわけですから、国保にしる、介護保険後期高齢者医療にしる、徴収率が悪いというのは私は当たり前のことだなと思います。ですから、きちんと減額措置がされなきゃいけないというふうに思います。それで、介護保険料を滞納しますとサービスを利用するときに利用が制限されます。本当に生活が大変で保険料を滞納せざるを得ない方がサービスが必要になったときに制限される。こんな非人間的なことはしてはいけないと思いますが、その状況、サービスが削減、制限されている状況について、お伺いしたいと思います。

○田中高齢者福祉課長

昨年の6月1日現在で4名の方が実際にサービスをご利用なさっていて、4名の方が給付制限の措置をされております。また、給付制限されている方の全体としましては、15名となっております。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

○小高委員

歳入の中で337ページで施設整備交付金が計上されていますが、支出の中の項目がよくわからなかったのので、来年度、どっか整備するところがあるのか、お伺いいたします。

○田中高齢者福祉課長

生活クラブが南中学校区に建設を予定しております、小規模多機能居宅介護支援事業所1施設がこれに該当するものでございます。来年度、計上しております予算につきましては、準備基金として開設の前の備品であるとか、人件費であるとか、そういったものを補助するものでございます。

○小高委員

歳出の総務管理費の中で、341ページ、昨年に比べて1千380万1千円、またひいては、多分その数字の主な要因は343ページの介護認定審査会費の昨年度との差ではない。その前に、1千380万1千円、この減額理由をお伺いいたします。

○田中高齢者福祉課長

こちらにつきましては、昨年度、今、お話ししました小規模多機能の事業所の施設整備費の補助金がこちらに含まれておりました。その金額が今回、繰越明許いたしました3千300万円ぐらいの数字なんですけども、それが令和2年度はなくなっておりますので、その分で減額となっております。それが一番大きな主な理由となっております。

○小高委員

総務費に入っているということは思わなかったので、わかりました。

続いて、343ページの認定審査等費、先ほども認定審査の件について質問したところですが、本来は人員を増やす、また医師会からの派遣を増やしてもらえればよいところかなと思うところでしたが、これでは前年度に比べ、926万2千円減額されています。この要因について、お伺いします。

○田中高齢者福祉課長

こちらにつきましては、認定調査員、臨時職員として雇用していたものが来年度より会計年度任用職員となるため、総務費の一般管理費の方に計上しております。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

○京増委員

それでは、先ほどの335ページ、介護保険料についてなんですけれど、まだ途中だったものですから。先ほど、滞納によってサービスを制限すべきではないというふうに私思うわけなんですけど、今後、いくら市として一生懸命、第一から第三段階までの介護保険料軽減を一生懸命しても、例えば、介護保険料とあわせると、そんなに軽減とはなっていない。こういう状況を見ましても、保険料の収納率がどれだけ上がるかということは大変疑問なんですけど、どの程度の収納率を考えておられるのか、お伺いします。

○田中高齢者福祉課長

収納率につきましては、令和2年の1月末現在で現年度分普通徴収が66.6パーセントとなっております。また、昨年度の同時期と比較しますと1.9ポイントの増となっております。これは、普通徴収と特徴の割合が年金の受給年数が短くなったことにより、特徴の割合が多くなってきたという要因もございますが、そのほかにも市民の方が介護保険制度を理解していただいているのかなというのもございます。来年度も本年度と同様の徴収率を見込んでいる状況でございます。

○京増委員

例年度と同じような収納率ということは、滞納者も決して減ってはいかないのではないかとというような気はいたしますので、サービスを利用するときには本当にサービスを必要な方が

困らないようなそういう方向でしていただきたいと思います。

それから、介護保険料を払っている方が介護が必要になりまして、障害者控除を利用することができますが、申請書の発行はしていただきたいと思いますが、この点についてはどうですか。

○田中高齢者福祉課長

今、お話にありました、障害者控除の認定交付枚数につきましては、令和元年度が50件という形になっております。こちらにつきましては、より多くの方が控除を受けられるような形にしたいと市の方も考えておりますので、これから周知に努めてまいりたいと考えております。申告の前と申告期間中、2回ぐらいにわけてこちらの方につきましては、周知をかけていき、また、ケアマネジャーに対してもケアマネ協議会の方でも周知してまいりたいと考えております。

○京増委員

本当に介護を受けている方、また、介護に頑張っておられる方々が経済的にかなり大変な思いをされているという点では少しでも助けていけるとそういう方向でぜひお願いをしておきたいと思います。

それから、介護保険の参考資料を見ますと、短期入所生活介護の介護サービス等諸費の中で短期入所生活介護費がかなり減っておりますが、これでは介護する方はなかなか休めないのではないかと、希望に応えることができないのではないかと思うんですが、この点についてはいかがでしょうか。

○田中高齢者福祉課長

担当課としましては、短期入所の利用者が減っている理由につきましては、把握していない状況なんですけど、必要な方が必要なサービスを受けられるような状況で考えていきたいと考えております。

○京増委員

これは、予算の減額だと思うんですけども、予算を減額していいのかどうかというところでお聞きしているんですけど。

○田中高齢者福祉課長

申し訳ありません。予算につきましては、前年度の実績から算出しておりますので、それだけの必要量ということで担当としては考えております。

○京増委員

実は、介護度が重くなるほど、本当はショートステイに預けたいと、しかしそれではお金がかかって預けきれないという本当に苦労があるんです。ですから、利用実績が減っているということになると思うので、本当にそういう点では自宅で介護する方もまた入所される方も苦労が多いという点では、ここも介護保険制度が改善しなきゃいけない。そういう状況だと思います。

それから、337ページ、介護施設等の整備事業交付金ですが、これは特養などの整備かな

と思うんですけど、状況についてお伺いします。

○田中高齢者福祉課長

こちらにつきましては、先ほども、申し上げましたが、社会福祉法人生活クラブが八街南中学校区に建設を予定しております。小規模多機能居宅介護事業所の準備に係る補助金ということになっております。

○京増委員

それでは、338ページの繰入金についてお伺いします。低所得者介護保険料軽減繰入金、これは八街市から約4千100万円の繰入をしていくということなわけですけど、この低所得者の対する市の負担というのは、たしか4分の1の負担と思うんですけど、これは4分の1が4千100万あまりということによろしいですか。

○田中高齢者福祉課長

こちらの金額につきましては、国県市、全ての軽減負担金となっています。

○京増委員

わかりました。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

○京増委員

341ページ、介護保険計画等見直し業務、また、委託のようなんですけれど、8期制度に対しての計画見直し業務ですけど、これは入札などについては何社かあるんでしょうか。

○田中高齢者福祉課長

こちらにつきましては、既に入札は終わっておりまして、6社の入札がございました。

○京増委員

本来ならば、八街市の職員が市民の実態がよくわかっているというところではぜひ力を発揮していただきたいわけなんですけど、これはそのたびに要望しておりますが、なかなか難しいというふうなことで今までお答えでしたけど、今回もそうでしょうか。

○田中高齢者福祉課長

今回の計画につきましても、2025年の団塊の世代が全て75歳になるというそういった時期を迎えるものにつきまして、高齢者福祉と介護保険事業の今後の方向性を示すとともに介護保険事業の安定した運営を目的として策定するものであり、専門的な知識を有する事業者に委託をするものでございます。

○京増委員

その際、市民の状況をしっかりと調査をしてよりよい計画になるように求めておきたいと思えます。

それから、保険給付についてなんですけど、344ページ、保険給付費について、お伺いします。

特養の待機の状況についてお伺いします。特養の待機者、それから利用希望はどのような状

況になっているのか、お伺いします。

○田中高齢者福祉課長

令和2年1月1日現在で待機者は74名となっております。

○京増委員

74名というのは、今までよりも増えているのか、どうか。それとも一つ、74名の中で要介護1、2の方は何人いらっしゃるのか、お伺いします。

○田中高齢者福祉課長

前年の調査が昨年7月1日になっておりまして、そのときの待機者が80名となっております。ですから、6名ほど減っている状況でございます。要介護1、2の方の合計は15人となっております。

○京増委員

待機者74名の中で要介護1、2の方が15人ですから、かなり政府が言うには介護度が軽い方たちということで本来ならば特養に入所できないというふうにされている方、かなり入所したいというそういう状況になっています。この介護度の1、2の方の入所希望というのもこれも例年こんな感じが多いんですか。

○田中高齢者福祉課長

同じく、昨年7月1日現在で要介護1、2の方は12人となっております。ですから、要介護1、2の方につきましては、3名ほど増えている状況でございます。

○京増委員

認知症の方は割と要介護度が軽く認定されるようなこともあるようなんですが、本当にどこに行くかわからなかったり、また、性格がかわったりとかということで、お家で見るのを非常に苦勞されるというようなこともありますので、国の方針は要介護3以上を入所させるということなんですが、市議会では必要であれば要介護1、2の方も入所していただきますと、今まで市長の答弁もありました。

市長にお伺いするんですけど、この方針は今も変わっておりませんか。

○田中高齢者福祉課長

要介護1、2の方につきましても、特例入所要件というのがございます。こちらにつきましては、認知症であることにより、日常生活に支障をきたすような症状や行動、意思疎通の困難さが頻繁に見られる方などについては、特例ということで入所できるような条件がございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○京増委員

それでは、実際には例えば、令和元年、令和2年でもいいですけど、要介護1、2で入所された方は何人いらっしゃるか、お伺いします。

○加藤委員長

京増委員に申し上げますけども、予算とあなたの質問されている言葉は予算の数字に結び付いていないと思っておりますので、その辺は再度、考えて質問してください。

もう一度、質問し直してください。

○京増委員

これは、保険給付の中でお聞きしております。それで、特養の要介護1、2の方の待機者は何人ぐらい入所されているのか、お伺いします。

○田中高齢者福祉課長

要介護1、2の方が施設にどれぐらい入所しているかというデータは今、持ち合わせておりません。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。最初に、反対討論の発言を許します。

○京増委員

それでは、議案第21号、令和2年度八街市介護保険特別会計予算に反対討論をさせていただきます。

新年度の介護保険料税収は2千367万6千円の減収見込みです。消費税10パーセントへの引き上げに伴い、所得段階1～3段階の低所得者に対し保険料軽減を強化するというのが内容です。このこと自体は本当に必要なことだと思います。しかし、後期高齢者医療保険料の低所得者特例軽減措置の廃止により後期高齢者医療保険料は引き上げになっております。また、2年ごとの見直しにより負担は増えます。介護保険料の軽減分を差し引きすると所得段階1の方はわずかな所得段階1から3までの方々の減額はわずかなものであります。本市における保険料収納率は、平成27年度は90.01パーセント、平成28年度は86.90パーセント、平成29年度は89.00パーセントなど、県下ワースト1が続いております。八街市では普通徴収の方が県内でも一番多いというようなことが先ほどの答弁でもありましたけれど、年金が少ない方が多いということでございます。年金引き下げ、消費税増税で生活が厳しい高齢者に対し、抜本的な保険料軽減を求めます。市民のくらしや営業破綻させかねない消費税について、持続的な社会保障制度を構築し、また、介護保険料及び後期高齢者医療制度保険料滞納している場合、くらしの状況を把握し生活保護につなげる生活支援が必要です。市民の生活が苦しくなっている中で、安定財源確保の観点から消費税増税を確実に実施するよう全国市長会が決議提言したことは非常に残念です。介護を必要としている課税世帯の負担を減らすために障害者控除認定申請書の送付を求めます。

2年以上の保険料滞納により、サービスを制限されます。介護保険料を払うことができないほど生活に困窮している人を救済せず、サービスが必要になったとき、利用制限してはなりません。中止を求めます。

保険給付については、短期入所を必要な人が気軽に利用できるよう充実を求めます。また、

希望する全員が特養ホームに入所できるよう、ホームの増設及び介護者の確保を求めます。介護予防サービス等諸費は前年度と同額です。政府は要支援に続き、要介護1、2の人の生活援助サービスを介護保険給付から総合事業に移そうとしています。これに対し、日本がモデルにしたドイツの介護保険は軽度者重視の改革を行い、制度に対する国民や事業者からの信頼度を上げています。本市においても、介護予防を重視し、国にも提言するよう求めます。介護保険制度は、3年ごとの見直しのたびに保険料を引き上げる一方で、制度を改悪し保険あって介護なしと言われるような制度となっています。特に介護の必要性が比較的低いと政府が考えている軽度者に対し、給付を外そうとしています。要支援に続き、要介護1、2の人の生活援助サービスを介護給付から市町村の裁量で実施する総合事業に移す方針を示しています。払える保険料を充実し、市民誰もが必要な介護を低料金で受けることができる安心の制度にするように求め、反対討論といたします。

○加藤委員長

次に、賛成討論の発言を許します。

○栗林委員

私は、議案第21号令和2年度八街市介護保険特別会計予算について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

本市の令和元年12月末日現在の高齢者の人口は、2万752人となり、人口に占める高齢者の割合は、29.86パーセントに達し、2千770人の方が要支援・要介護認定を受けております。

介護保険制度が発足した平成12年度末の高齢者の人口9千135人、要支援・要介護認定者数839人と比較いたしますと、高齢者人口は2倍強に、要支援・要介護認定者数は約3.3倍に増加するなど、より一層の高齢化が進み、介護を必要とする方も、年々増加しており、高齢者が必要なサービスを十分に受けられるように介護給付費が年々伸びていく一方で、市民の健康寿命の延伸と介護保険料の上昇を抑制するための施策として、介護予防教室のより一層の充実が図られるものとなっております。

令和2年度は、第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の最終年度であり、かつ第8期同事業計画の策定年度であります。令和2年4月には、特別養護老人ホーム待機者の解消を目的として八街北中学校区に特別養護老人ホームが新規開所されます。また、八街南中学校区に小規模多機能型居宅介護事業所の新規整備などが進められ、さらなる介護施設の充実が図られるものとなっております。

令和2年度においても、引き続き健全な財政運営、被保険者の立場に立った保険者としての責務を十分に認識しつつ、第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の施策を実施していただくとともに、きめ細やかな介護サービスの提供を要望し、令和2年度八街市介護保険特別会計予算について、賛成するものであります。

○加藤委員長

ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから議案第21号、令和2年度八街市介護保険特別会計予算についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

○加藤委員長

起立多数です。議案第21号は原案のとおり可決されました。

以上で付託された案件の審査は全て終了しました。

文教福祉常任委員会を閉会します。

ご苦労さまでした。

(閉会 午後3時34分)

上記会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和 年 月 日

八街市議会文教福祉常任委員長

八街市議会文教福祉常任委員

八街市議会文教福祉常任委員

文 教 福 祉 常 任 委 員 会 日 程

令和2年3月11日

午後2時55分 第2会議室

1. 委員長あいさつ

2. 会議録署名委員の指名

3. 議 題

(1) 発言の訂正について

文教福祉常任委員会会議録

招集年月日	令和2年3月11日(水)			
招集場所	八街市役所 第2会議室			
開閉会時刻	開会	午後 2時55分	委員長	加藤 弘
及び宣告	閉会	午後 3時05分	副委員長	山口孝弘
委員の氏名	氏名	出・欠	氏名	出・欠
	加藤 弘	出	小菅 耕二	出
及び	山口孝弘	出	栗林 澄恵	出
出欠の有無	京増 藤江	出	小向 繁展	欠
	小高 良則	出		
委員外議員	議長 鈴木 広美	出		
委員会に出席した	事務局長 岡本 裕之		主査 須賀 澤勲	
事務局職員職氏名	主査補 吉井 博貴			
八街市議会委員会条例	学校教育課長 西貝 喜彦			
第18条の規定により				
説明のため出席した者				
議題	別紙日程表のとおり			

(開会 午後2時55分)

○加藤委員長

定足数に達していますので、ただいまから、文教福祉常任委員会を開会します。

本日の日程は、配付のとおりです。

直ちに、会議を開きます。

最初に、本委員会の会議録の署名委員に京増藤江委員、山口孝弘委員を指名します。

次に、本日の欠席の届け出が小向繁展議員よりありました。

発言の訂正についてを議題とします。

西貝学校教育課長からの発言を求めます。

○西貝学校教育課長

令和2年3月4日の文教福祉常任委員会におきまして、議案第6号八街市立幼稚園延長保育料徴収条例を廃止する条例の制定についてにおいて、小高良則委員の「延長保育を廃止したことに伴いという説明がございました。僕は小さな子どもがいないので、具体的に延長保育を廃止したってことは、通常の保育時間が延長されて、条例上の延長保育が廃止されたという認識でよろしいのでしょうか。」というご質問に対し、「そのとおりでございます。」と回答いたしました。正しくは「通常の保育時間に変更はございません。通常の保育時間を超えてお子さんをお預かりする事業である延長保育が廃止されたということでございます。」に、以上お詫びして発言を訂正させていただきたく存じます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○加藤委員長

以上で説明が終わりました。何か質疑はありませんか。

○小高委員

これに対して、もう少し説明がほしいのですが、そうすると幼稚園の保育時間は何時までになるのですか。

○西貝学校教育課長

水曜日が12時までで、それ以外が2時まででございます。

○小高委員

その後、延長保育は一切なくなるということですか。

○西貝学校教育課長

はい、そうです。

○加藤委員長

お諮りします。申し出のとおり、発言を訂正することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

ご異議なしと認めます。よって、発言の訂正をすることに決定しました。

以上で文教福祉常任委員会を閉会します。

ご苦労さまでした。

(閉会 午後3時05分)

上記会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和 年 月 日

八街市議会文教福祉常任委員長

八街市議会文教福祉常任委員

八街市議会文教福祉常任委員

※発言の取り消し及び訂正の表記について

- 発言の取り消し**=発言の内容を記載せず、棒線 (——) により表示しています。
- 発言の訂正**=発言のとおり記載してあります。その際、訂正部分にアンダーライン (〇〇〇) を引き、会議中に発言が訂正されたことを示してあります。